

成長戦略（案）

平成 25 年 6 月

目次

第Ⅰ．総論

1. 成長戦略の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 成長への道筋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（1）民間の力を最大限引き出す
（2）全員参加・世界で勝てる人材を育てる
（3）新たなフロンティアを作り出す
（4）成長の果実の国民の暮らしへの反映
3. 成長戦略をどう実現していくか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（1）異次元のスピードによる政策実行
（2）「国家戦略特区」を突破口とする改革加速
4. 進化する成長戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（1）成果目標（KPI）のレビューによるPDCAサイクルの実施
（2）本格的成長実現に向けた今後の対応
5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（1）民間の力を最大限引き出す
（2）全員参加・世界で勝てる人材を育てる
（3）新たなフロンティアを作り出す

第Ⅱ．3つのアクションプラン

- 一．日本産業再興プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）・・・・・・・・・・・・・24
 - ①民間投資の活性化
 - ②委縮せずフロンティアにチャレンジできる仕組みの構築
 - ③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進
 - ④事業再編・事業組換の促進
 - ⑤グローバルトップ企業を目指した海外展開促進
 2. 雇用制度改革・人材力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - ①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）
 - ②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化
 - ③多様な働き方の実現
 - ④女性の活躍推進
 - ⑤若者・高齢者等の活躍推進
 - ⑥大学改革
 - ⑦グローバル化等に対応する人材力の強化
 - ⑧高度外国人材の活用

3. 科学技術イノベーションの推進	39
①「総合科学技術会議」の司令塔機能強化	
②戦略的イノベーション創造プログラムの推進	
③革新的研究開発支援プログラムの創設	
④研究開発法人の機能強化	
⑤研究支援人材のための資金確保	
⑥官・民の研究開発投資の強化	
⑦知的財産戦略・標準化戦略の強化	
4. 世界最高水準の IT 社会の実現	42
①IT が「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革	
②公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築	
③IT を活用した安全・便利な生活環境実現	
④世界最高レベルの通信インフラの整備	
⑤サイバーセキュリティ対策の推進	
⑥産業競争力の源泉となるハイレベルな IT 人材の育成・確保	
5. 立地競争力の更なる強化	46
①「国家戦略特区」の実現	
②公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）	
③空港・港湾など産業インフラの整備	
④都市の競争力の向上	
⑤金融・資本市場の活性化	
⑥公的・準公的資金の運用等	
⑦環境・エネルギー制約の克服	
6. 中小企業・小規模事業者の革新	52
①地域のリソースの活用・結集・ブランド化	
②中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進	
③戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援	
④国際展開する中小企業・小規模事業者の支援	

<留意事項>

二. 戦略市場創造プラン	57
テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸	59
①効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会	
②医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会	
③病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会	
テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現	69
①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会	

- ②競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会
- ③エネルギーを賢く消費する社会

テーマ3：安全・便利で経済的な次世代インフラの構築・・・・・・・・・・75

- ①安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会
- ②ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現・・・・・・・・・・79

- ①世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会
- ②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

三. 国際展開戦略・・・・・・・・・・87

1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進・・・・・・・・・・88

2. 海外市場獲得のための戦略的取組・・・・・・・・・・89

- ①インフラ輸出・資源確保
- ②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援
- ③クールジャパンの推進

3. 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備・・・・・・・・・・94

- ①対内直接投資の活性化
- ②グローバル化等に対応する人材力の強化

第 I 総論

1. 成長戦略の基本的考え方

20 年以上も続いた経済の低迷は、余りにも長すぎ、我が国経済社会に深刻な影響をもたらした。

働き手が減少していくという少子高齢化社会の到来と相まって、デフレが長期化した結果、企業は、設備投資や賃金を抑制し、研究開発投資すら手控えるところまで追い込まれ、消費者も、将来への不安や所得減少から消費を減らさざるを得ず、その結果、需要が低迷し、デフレを加速するという悪循環から抜け出せずにいた。

経済が長期停滞に陥ったこの期間を指して「失われた 20 年」と言われているが、経済的なロスよりも、企業経営者が、そして国民個人もかつての自信を失い、将来への希望を持てなくなっていることの方がはるかに深刻である。

自信が無ければ新たな成長分野でリスクを負うことなどはできず、人材は能力を発揮する場が限られ、技術やアイデアが放置され、個人の金融資産や企業の内部留保が行き場も無く有効活用されないといった、ヒト・モノ・カネの構造的な「澱み」が生じるのは当然である。

安倍政権が発足して半年に満たないが、デフレマインドを一掃するための大胆な金融政策という第一の矢、そして湿った経済を発火させるための機動的な財政政策という第二の矢を放つと同時に、TPP への交渉参加、電力システム改革、待機児童解消策など、必要性は言われながらも棚上げとなっていた課題についても決断し、実行に着手するまでに至っている。

その結果、消費と企業業績の回復傾向という形を通じて、国民の間に、そして国際社会の間でも、日本経済の先行きに対する「期待」の灯がともるまでになった。

こうした状況で第三の矢としての成長戦略が果たすべき役割は、明確である。それは企業経営者の、そして国民一人ひとりの自信を回復し、「期待」を「行動」へと変えていくことである。

今、日本は、いずれ世界の国々が直面することとなる少子高齢化、資源・エネルギー問題などに真っ先に取り組まざるを得ない「課題先進国」の立場に置かれている。これは世界に先駆けて課題を解決することができれば、新たな成長分野で一躍世界のトップに躍り出るチャンスを前にしているということでもある。

今一度、攻めの経済政策を実行し、困難な課題に挑戦する気持ちを奮い立たせ（チ

チャレンジ)、国の内外を問わず(オープン)、新たな成長分野を切り開いていく(イノベーション)ことで、澱んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく(アクション)。

止まっていた経済が再び動き出す中で、新陳代謝を促し、成長分野への投資や人材の移動を加速することができれば、企業の収益も改善し、それが従業員の給与アップ、雇用の増大という形で国民に還元されることとなる。そうすれば、消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環が実現し、地域や中小企業・小規模事業者にも波及していくこととなる。

今回の成長戦略を新たなスタートとして、民間の全ての経済主体が挑戦する気概を持って積極的かつ能動的に成長に向けた取組を本格化することで、初めてこうした好循環が起動することとなり、日本経済を停滞から再生へと、そして更なる高みへと飛躍させ、成長軌道へと定着させることが可能となる。

今回の成長戦略を始めとする三本の矢を実施することなどを通じて、中長期的に、2%以上の労働生産性の向上を実現する活力ある経済を実現し、今後10年間の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を実現することを目指す。2010年代後半には、より高い成長の実現を目指す。その下で、1人当たり名目国民総所得(GNI)は中長期的には年3%を上回る伸びとなり、10年後には150万円以上増加することが期待される。

経済成長を確実に実現していくために、こうした目指すべきマクロ経済の姿を掲げるとともに、今回の戦略では、政策群ごとに達成すべき成果目標(KPI: Key Performance Indicator)を定めている。

その目標の実現のために、現在講じ得る規制改革・予算・税制などの施策をパッケージとして打ち出しているが、これで終わりということではなく、成果目標の達成に向けて、立て続けに施策を追加、深掘りしていくという、「常に進化していく成長戦略」を展開していくこととする。

2. 成長への道筋

(1) 民間の力を最大限引き出す

産業競争力強化の鍵を握るのはあくまでも民間である。

「第一の矢」、「第二の矢」で作ったデフレ脱却への期待を一時的なものに終わら

せないためには、企業に眠る膨大な資金を将来の価値を生み出す投資へと向かわせる必要がある。

このため、政府としては、安定的なマクロ経済環境の整備や経済連携の立ち後れの解消、低コストでのエネルギー供給の実現、投資を阻害する諸規制・制度の見直しなど、我が国企業の競争条件の改善に向けて、これまで以上の強化に取り組むべきは言うまでもない。

生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。

しかしながら、実際に物事を動かすのは民間であり、企業経営者には、決断し、行動し、世界と戦う覚悟を持ってもらわなければならない。

(新陳代謝とベンチャーの加速)

古くなった設備・資産を大胆に処分し、型遅れの設備を最新鋭のものに置き換える。もう一度世界のトップに躍り出るための研究開発を加速し、成長分野に資金・人材・設備を積極的に投入する。思い切った事業再編を断行し、企業として、産業として新陳代謝を促進する。

こうした形で企業経営者が動き出せば、日本の企業が再び元気を取り戻し、設備投資の増加や生産性の向上を実現することを通じて、魅力的な新製品・サービスを次々と生み出し、国際的な競争に勝ち抜き、世界の市場を獲得していくことが期待できる。

企業経営者に大胆な新陳代謝や新たな起業を促し、それを後押しするため、設備投資促進策や新事業の創出を従来の発想を超えたスピードと規模感で大胆かつ強力に推進する。加えて、株主等が企業経営者の前向きな取組を積極的に後押しするようコーポレートガバナンスを見直し、日本企業を国際競争に勝てる体質に変革する。

(規制・制度改革と官業の開放を断行する)

民間の投資を引き出す際に何よりも重要となるのが、投資先で民間の創意と工夫が十分に発揮できる仕組みが用意されるのか、これまで規制で縛られていた分野がこれからどう変わるのかという点である。

医療・介護・保育などの社会保障分野や、農業、エネルギー産業、公共事業などの分野は、民間の創意工夫が活かされにくい分野と言われてきた。このことは、これらの分野はやり方次第では、成長分野へと転換可能であり、また、良質で低コストのサービスや製品を国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野であることを意味する。

これまで民間の力の活用が不十分であった分野や、そもそも民間が入り込めなかった分野で規制・制度改革と官業の開放を断行し、「規制省国」を実現する。単に、規制分野や官業への民間参入を促すだけにとどまらず、これらの分野に民間の資金、人材、技術、ノウハウを呼び込み、意欲ある人材や新技術が積極的に投入されるようにして、新たな日本経済の成長エンジン、雇用機会を提供する産業に仕立て上げることを目指す。

例えば、国民の関心の高い健康分野については、日本版 NIH の創設や先進医療の対象拡大によって革新的な医療技術を世界に先駆けて実用化していくとともに、一般用医薬品のインターネット販売の解禁や、医療・介護・予防の ICT 化を徹底し、世界で最も便利で効率的で安心できるシステムを作り上げる。農業については、農地中間管理機構を整備・活用して、農地集約を加速化した上で、リース方式により企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進する。

また、専ら官が担ってきた社会資本整備に、コンセッション方式等による PPP/PFI を活用することで大胆に民間の資金や知恵を導入し、より安全で便利な、より強^{じん}靱な社会インフラを効率的に整備していく。また、世界最高水準の事業環境を整備し、ビッグデータや公共データなど IT を活用したイノベーションを起こす。

このように民間の活力を最大限引き出すことを目指して、新陳代謝とベンチャーの加速、規制・制度改革と官業の開放を断行することで、グローバル競争に勝ち続ける製造業の復活、付加価値の高いサービス産業の創出を図る。

(2) 全員参加・世界で勝てる人材を育てる

人材こそが日本が世界に誇る最大の資源である。日本の経済社会を覆う閉塞感や経済の停滞の最大の要因の一つは、少子高齢化の中で、人材の持つポテンシャルが十分に発揮されていないことにある。

戦後の高度経済成長の時代に作られた雇用システムや教育システムが、「成功体験の罫」にとらわれ、今日まで維持温存されてしまった結果、女性や高齢者の能力が十分活用されないままとなっており、また、子供や若者たちの教育も世界の潮流や時代の変化に取り残されてしまっている。

これは裏返して言えば、今のシステムを大胆に変えさえすれば、経済成長に必要な人材資源を大きく取り入れ、少子高齢化に歯止めをかけ、我が国の潜在成長率を高めることができるということである。

(女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す)

特に、これまで活かしきれ^いていなかった我が国最大の潜在力である「女性の力」

を最大限発揮できるようにすることは、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、新たな成長分野を支えていく人材を確保していくためにも不可欠である。

女性の労働参加の拡大や、経営への参加の促進は、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすほかに、家庭の単位で見ても、ダブルインカムが実現されることで、家計所得と購買力が増大し、景気の好循環が動き出し、豊かさが実感できるようになる。

このため、保育の受け皿の整備などにより夫婦が働きながら安心して子供を育てる環境を整備すると同時に、育児休業後の職場復帰の支援、女性の積極登用などを通じて、女性の労働参加率を抜本的に引き上げることを目指す。

(若者も高齢者も、もっと自分の能力を活かして生き生きと働ける社会にする)

若者が、学校を出て、就職し、一生同じ会社で働くというシステムは、今や過去のものとなっている。

新陳代謝を加速させ、新たな成長分野での雇用機会の拡大を図る中で、成熟分野から成長分野への失業なき労働移動を進めるため、雇用政策の基本を行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型へと大胆に転換する。

自分の能力に見合わない一時的な職を転々とするのではなく、希望を持って、意欲的に自分の能力を磨きつつ、能力に見合った報酬が得られる職に就き、家庭を築き、次の世代をしっかりと育てていけるようにする。このため、ハローワークの情報や業務を思い切って民間人材ビジネスに開放し、民間が有するノウハウを活用する形で、スキルアップ研修、ふさわしい職とのマッチングなどを支援する。

(日本の若者を世界で活躍できる人材に育て上げる)

今や日本の若者は世界の若者との競争にさらされている。将来の日本を担う若者が、国際マーケットでの競争に勝ち抜き、学術研究や文化・国際貢献の面でも世界の舞台上で活躍できるようにするためには、まず何よりも教育する側、すなわち学校を世界標準に変えていくことを急がなければならない。

日本の大学を世界のトップクラスの水準に引き上げる。このため国立大学について、運営の自由度を大胆に拡大する。世界と肩を並べるための努力をした大学を重点的に支援する方向に国の関与の在り方を転換し、大学の潜在力を最大限に引き出す。また、「鉄は熱いうちに打て」のことわざどおり、初等中等教育段階からの英語教育を強化し、高等教育等における留学機会を抜本的に拡充し、世界と戦える人材を育てる。

(3) 新たなフロンティアを作り出す

中長期的に経済成長を続けていくためには、これまでに無い製品やサービス、システムを作り上げることで全く新しい市場を創造するか、成長・拡大を続ける国際マーケットで増えたパイを取りに行くかの二つのフロンティアを開拓していくしか方法がない。

長期の停滞に陥る前の日本の成長は、正にこの二つのフロンティアで勝ち続けたからこそ実現できたのである。「メイド・イン・ジャパン」は、これを象徴する言葉であり、新しい技術を取り入れた日本製品を次々と生み出し、世界の隅々までこれを売り込んでいったのである。

研究開発競争、世界市場獲得競争が従前とは比べ物にならないほど激化している今日、イノベーション戦略と国際展開戦略を抜本的に強化して、今度は「メイド・バイ・ジャパン」で、もう一度栄光を取り戻す。

(オールジャパンの対応で「技術立国・知財立国日本」を再興する)

日本は現在でも高い技術力を有しており、国や大学の研究機関も民間も世界の先端に行く研究を行い、将来有望な技術シーズを数多く保有している。それにもかかわらず、最終製品段階の国際競争で他国の後じんを拝することが多いのは、国、大学、民間の研究開発が、出口を見据えずバラバラに行われ、それぞれの持ち味を十分に活かさきれていないことが原因である。

「総合科学技術会議」の司令塔機能を抜本的に強化し、日本が負けてはならない戦略分野を特定し、そこに国、大学、及び民間の人材や、知財、及び資金を集中的に投入するドリームチームを編成することで、世界とのフロンティア開拓競争に打ち勝って新たな成長分野を創り出していく。

また、世界の先に行く基礎研究の成果を一気に実用化レベルに引き上げるための革新的な研究を徹底的に支援し、iPS プロジェクトのような成功例を次々と生み出していく。国の総力を結集して「技術で勝ち続ける国」を創る。さらに、日本人の知恵・創造力を発揮して、世界最高の「知的財産立国」を目指す。

(世界に飛び出し、そして世界を惹きつける)

新興国を中心に世界のマーケットは急速な勢いで拡大を続けており、このマーケットの獲得競争に打ち勝っていけるかどうかは、資源の乏しい日本にとって死活問題である。

経済連携協定や投資協定・租税条約の締結など、国内外の市場に跨る制度面での障害を取り除いていくことは、新興国等の成長を最大限取り込み、日本市場に投資

を呼び込んでいくための大前提とでもいうべきことである。

成長を続ける国際マーケットを如何に取り込んでいくかは、今や、国と国との競争になっているのが現実である。電力、水、IT、鉄道などのインフラ分野における我が国の製品や要素技術は世界トップ水準にある力を持ちながら国内にとどまっている中堅・中小企業も少なくない。また、日本文化に裏打ちされたコンテンツや日本食、医療システムなどは圧倒的な競争力を有している。それにもかかわらず、世界市場への参入が出遅れ、日本への投資・観光客が伸び悩んでいる。

国際展開に関する限り、商売の話は民だけに任せればよいという従来の発想を大胆に転換し、インフラ輸出やクールジャパンの推進などのトップセールスを含め官民一体で戦略的に市場を獲得し、同時に日本に投資と観光客を取り込む体制を整備する。また、高度外国人材の日本での活躍を促進するため、ポイント制度を見直す。これにより、海外から得た富を含め国民が受け取る総所得である実質国民総所得（GNI）の拡大を実現する。

(4) 成長の果実の国民の暮らしへの反映

成長戦略で目標とした成長率が実現できたとしても、その成果の果実が供給サイドに留まることなく、最終的には、社会全体の活力が回復し、国民一人ひとりが豊かさを実感でき、将来への希望が持てるようにならなければならない。

特に、20年の長きにわたる経済低迷で、企業もそこで働く人々も守りの姿勢やデフレの思考方法が身に付いてしまっている今日の状況を前向きな方向に転換していくためには、賃金交渉や労働条件交渉といった個別労使間で解決すべき問題とは別に、成長の果実の分配の在り方、企業の生産性の向上や労働移動の弾力化、少子高齢化、及び価値観の多様化が進む中での多様かつ柔軟な働き方、人材育成・人材活用の在り方などについて、長期的視点を持って大所高所から議論していくことが重要である。

従来の政労会見や経営者団体との意見交換という形とは別に、政・労・使の三者が膝を交えて、虚心坦懐かつ建設的に意見を述べ合い、包括的な課題解決に向けた共通認識を得るための場を設定し、速やかに議論を開始する。

成長戦略は財政再建と矛盾するものであってはならない。民間資金を活用した社会資本整備、世界最高水準の電子政府の実現、医療の徹底したICT化や大学改革など成長戦略に盛り込まれた施策を着実に実施することは財政健全化にも貢献するものであり、また、それは経済成長の実現を通じて、企業所得や国民所得を向上させ、歳入の増大という形で財政再建にも寄与するものである。

3. 成長戦略をどう実現していくか

(1) 異次元のスピードによる政策実行

今回の成長戦略と、これまでの成長戦略との最大の違いは、まず、何を指すのかを明示し、それを実現するための施策を、メニューの羅列にとどめずに、その施策を実行に移すのに必要なステップ（法改正、予算・税制措置、制度改革、審議会付議など）をいつまでに終わらせるのかを工程表という形で可能な限り明らかにしたことにある。

これから行動を起こそうとしている民間にとって、いつ何ができるようになるのかの情報が決定的に重要となる。

特に、20年の停滞から日本経済を再起動するためには、即効性の高い政策やメッセージ性の高い政策はスピード感を持って実施する必要がある。

早期に実現すべきものについては、8月末までに詳細を明らかにし、準備が整い次第、実行に移すなど、異次元のスピードで政策を実行する。

(2) 「国家戦略特区」を突破口とする改革加速

日本経済を中長期的な成長軌道に乗せていくためには、成長戦略を着実に実施し、浸透させていく、地道な努力が不可欠である。一方で、日本が本気で変革する姿勢を内外にアピールし、本当に物事を動かしていくためには、スピード感をもって規制・制度改革やインフラの整備を実現してみせる必要がある。

このためには今回の成長戦略に盛り込まれた施策を迅速かつ確実に実施していくことが基本であるが、新たな手法として、内閣総理大臣主導で、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口として、「国家戦略特区」を創設することとする。この「国家戦略特区」では、国・自治体・民間の各主体が対峙するのではなく三者一体となって取り組む案件であって、これまでの特区では実現が期待できなかった、世界からの投資を惹きつける程度にインパクトのあるものに限って対象とし、スピード感を持って実現していく。

内閣総理大臣を長とする「国家戦略特区諮問会議」や大臣・首長・民間事業者からなる特区ごとの統合推進本部の設置など、特区をトップダウンで進めるための体制を速やかに確立する。

4. 進化する成長戦略

(1) 成果目標(KPI)のレビューによるPDCAサイクルの実施

今回の成長戦略では、大きな政策群毎に、達成すべき「成果目標」(KPI)を示している。国際比較を含め、客観的、定期的、及び総合的に政策の成果を評価できるように、国際機関が示す指標も含めて「成果目標」を設定している。

また、「成果目標」を実現するために必要な個別施策を方向性、手段、実施時期等を明確にする形で示している。これらの個別施策の中には、今後、詳細設計を実施したり、法律改正、予算要求、税制改正等を行い実行するものも多く含まれているため、個別施策の「進捗管理」を行うこれまでどおりのボトムアップ型のPDCAを実施する必要がある。

しかしながら、達成すべきは、あくまで「成果目標」である。戦略で示されている個別施策を実行しても、そのインパクトが不十分であったり、新たな状況変化が生じたりすることなどにより、「成果目標」を達成できない場合も考えられる。

このため、今回の成長戦略では、ボトムアップ型のPDCAに加えて、これまでとは次元の異なる「成果目標レビュー」を行う。具体的には、①掲げられた「成果目標」は達成できたのか、②できなかった場合には何が足りないのか、③既存の施策の問題点は何か、④効果のない施策の廃止も含め改善すべき点は何か、といったことを「成果目標達成の可否」という観点からトップダウンで検証を行う。

そして、検証結果を踏まえ、成果が出るように、施策を柔軟に見直す。経済状況等の変化により、「成果目標」そのものを見直す必要がある場合には、柔軟に見直しを行い、「常に進化し続ける成長戦略」を目指す。

(2) 本格的成長実現に向けた今後の対応

今回の成長戦略においては日本の中長期的な経済成長を実現するためのシナリオ、鍵となる制度改革が盛り込まれているが、戦略策定時までには全ての課題において詳細な制度設計が固まったわけではなく、また、成長を実現するために我が国の抱える全ての課題に完全に答えきれてはいない。例えば、我が国のエネルギー需給構造をどうするか、それに伴って地球環境問題にかかる定量的な目標をどうするかなどは本年秋以降の課題となっている。

また、雇用関連制度については「行き過ぎた雇用維持」から「失業なき労働移動」といった大きな政策転換がなされたが、「世界でトップレベルの雇用環境」にするための課題は残されている。

諸外国の働き方や労働関連法制、慣習、実務などから虚心坦懐に学ぶべきものを取り入れ、国民が求める「柔軟で多様な働き方ができる社会」、及び「何度でもチャレンジが可能な社会」を創り上げるために解決すべき課題に真正面から取り組む必要がある。また、多様な価値観や経験、ノウハウ、技術をもった海外の優秀な人材を惹きつけ、その受入れを拡大するための総合的な環境整備についても今後も取り組む必要がある。

医療や介護、保育や年金などの社会保障関連分野は、少子高齢化の進展等により財政負担が増大している一方、制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野である。今回の戦略では健康長寿産業を戦略的分野の一つに位置付け、健康寿命延伸産業や医薬品・医療機器産業などの発展に向けた政策、保育の場における民間活力の活用などを盛り込んだが、医療・介護分野をどう成長市場に変え、質の高いサービスを提供するか、制度の持続可能性をいかに確保するかなど、中長期的な成長を実現するための課題が残されている。

農業については、担い手への農地集積・集約や、企業参入の拡大などに係る施策が盛り込まれているが、農業・農村全体の所得の倍増を達成するためには農業生産性を飛躍的に拡大する必要がある。そのためには、企業参入の加速化等による企業経営ノウハウの徹底した活用、農商工連携等による6次産業化、輸出拡大を通じた付加価値の向上、若者も参入しやすいよう「土日」、「給料」のある農業の実現などを追求し、大胆な構造改革に踏み込んでいく必要がある。

持続的な経済成長を支え、「財政再建」を実現するためにも、残された課題については経済財政諮問会議、規制改革会議など関係組織とも連携しつつ、早速、議論を開始することとする。

5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例

今回の成長戦略では、「成長への道筋」を実行・実現するものとして、「日本産業再興プラン」「戦略市場創造プラン」及び「国際展開戦略」の3つのアクションプランを打ち出している。このプランのうち、「成長への道筋」に沿って、早期に取り組む必要がある代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおりである。

(注：施策の例示であり、重要度や優先順位を示すものではない。)

(1) 民間の力を最大限引き出す

(新陳代謝とベンチャーの加速)

① 民間投資を拡大し、事業再編を進める

<成果目標>

◆ 3年間でリーマンショック前の設備投資水準(70兆円/年(昨年度63兆円))を回復する

- (i) 生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入れ替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

医療機器、3Dプリンター等の先端設備の投資を行おうとする企業の決断を後押しするため、リース手法を活用して支援する方策を検討し、必要な措置を講じる。
【本年8月末までに結論】

- (ii) 収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編を強力に促進する。こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置や金融支援などの支援措置を検討し、必要な措置を講ずる。また、過剰供給構造が長年放置されてきた分野について、国が指針を示し、是正に向けた取組を促すための枠組みを構築する。

② 新事業を創出する

<成果目標>

◆ 開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台(現状約5%)を目指す

◆ ビジネス環境ランキングで先進国3位以内を目指す

- (i) 健康、エネルギー等の規制関連分野で、企業が安心して新たな事業にチャレンジできるようにする。このため、①ホワイトゾーン(適法)であることを確認する仕組み、②安全性などの実証に取り組む意欲と技術のある企業に特例的に規制を緩和する制度(企業実証特例制度)を創設する。

【本年8月末までに結論】

- (ii) ベンチャーへの資金供給を大幅に拡大する。このため、現行のエンジェル税制を使い勝手の良いものに改善し、民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促す方策を検討し、必要な措置を講じる。大企業からの独立（スピンオフ）や地域のリソースを活用した起業・創業も強力に推進する。

【本年8月末までに結論】

また、ベンチャーなど新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結び付け、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み（クラウド・ファンディング）について検討し、本年中に制度改正が必要となる事項を整理する。

【本年中に策定】

- (iii) 一度の失敗で全てを失い、経験やノウハウが活かされない可能性のある個人保証の現状を改める。法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等一定の条件を満たす場合には、経営者の保証を求めないこと等のガイドラインを策定する。

【本年内できるだけ早期に策定】

③コーポレートガバナンスを見直し、公的資金等の運用の在り方を検討する

- (i) 会社法を改正し、外部の視点から、社内のしがらみや利害関係に縛られず監督できる社外取締役の導入を促進する。

【次期国会に提出】

- (ii) 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版ステewardシップコード）について検討し、取りまとめる。

【年内に取りまとめ】

- (iii) 公的・準公的資金について、各資金の規模・性格を踏まえ、運用（分散投資の促進等）、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターン向上のための方策等に係る横断的な課題について、有識者会議において検討を進め、提言を得る。

【本年秋までに結論】

(規制・制度改革と官業の開放を断行する)

④健康長寿産業を創り、育てる

<成果目標>

- ◆健康予防、生活支援関連産業の市場規模を2020年に10兆円(現状4兆円)に拡大する
- ◆医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を2020年に16兆円(現状12兆円)に拡大する

- (i) 我が国の優れた医療分野の革新的技術の実用化を強力に後押しするため、一元的な研究管理、研究から臨床への橋渡し、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みの構築等を行う司令塔機能（日本版 NIH）を創設する。
【次期通常国会に新独法設立法案提出】
- (ii) 保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度（仮称）」（先進医療ハイウェイ構想）を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。
【本年秋を目途に抗がん剤から開始】
- (iii) 一般用医薬品を対象とするインターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。ただし、「スイッチ直後品目」等については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、医学・薬学等それぞれの分野の専門家による所要の検討を行うこととし、秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。
【本年秋頃までに結論】
- (iv) 医療・介護・予防分野での ICT 利活用を加速し、世界で最も便利で効率的なシステムを作り上げる。このため、レセプト等の電子データの利活用、地域でのカルテ・介護情報の共有、国全体の NDB（ナショナルデータベース）の積極的活用等を図る。特に、全ての健保組合等に対して、レセプトデータの分析、活用等の事業計画の策定等を求めることを通じて、健康保持増進のための取組を抜本的に強化する。
【健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針を今年度中に改正】
- (v) PMDA の体制を質・量両面で強化する。これにより、医薬品・医療機器の審査を迅速化し、審査ラグを解消する。
【2020 年までに解消】
- (vi) 医療・介護の規制関連分野で、企業が安心して新たな事業に取り組めるようホワイトゾーンであることを確認し、消費者が安心して購入できるよう品質保証等を行う仕組みについて法制度を含む措置を講じる。
【本年 8 月末までに結論】

⑤農林水産業を成長産業にする

<成果目標>

- ◆今後 10 年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万人とする
- ◆2020 年に6次産業の市場規模を 10 兆円(現状1兆円)とする
- ◆2020 年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円(現状約 4,500 億円)とする
- ◆今後 10 年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定する

- (i) 農地中間管理機構が、市町村や民間企業等に業務委託を行い、地域の総力を挙げた体制を構築しつつ、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の担い手への農地集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立する。【本年秋までに具体化、速やかに法制化を含む措置を実施】
企業の参入状況の検証等を踏まえ、農業生産法人の要件緩和など所有方式による企業の参入の更なる自由化について検討を行う。
- (ii) 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開等を行う。また、新品種・新技術の開発・普及、医療福祉等の異業種連携等により、農業にイノベーションを起こし、付加価値を高める。【今年度から実施】
- (iii) 今後 10 年間で倍増する(340 兆円→680 兆円)グローバルな「食市場」の獲得を目指す。このため、国別・品目別輸出戦略を策定する。また、世界の料理界での日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)の取組を一体的に推進する。【今年度から実施】

⑥エネルギー産業を育て世界市場を獲得する

<成果目標>

- ◆2020 年に約 26 兆円(現状8兆円)の内外のエネルギー関連市場を獲得する

- (i) 電力システム改革により電力の小売を全面自由化し、多様な主体の参入、異業種との融合を促し、創意工夫を懲らした新たなビジネスの展開を促進する。また、電力会社や料金の選択を自由に行うために必要なスマートメーターの導入を進めるとともに、個人情報利用ルールの整備を行う。【2016 年目途に実施】
さらに、送配電部門の中立性の一層の確保を着実に進め、新たなイノベーションを誘発し得る電力システムを実現する。【2018~2020 年を目途に実施】
- (ii) 9 電力の供給区域に分割されてきた現状を打破し、全国的な電力の効率的供給を実現するために、広域的運営推進機関を設立する。地域間連系線等の増強

を促進するとともに、再生可能エネルギーや蓄電池を核とした分散型電源の基盤を整備する。【2015年目途に実施】

(iii) エネルギーの低廉かつ安定的な供給を実現するために、①原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働、②環境アセスメントの明確化及び迅速化を踏まえた環境に配慮した低コストな高効率火力（石炭・LNG）の導入、③シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入、日本企業の天然ガス開発支援による供給源多角化等を行う。

(iv) 家庭や中小企業が、初期負担を抑えて太陽光パネルや蓄電池などを設置できるようにすることで、その導入を拡大する。このため、設備を一括購入し、初期負担なしでユーザーに提供するビジネス等を行う企業を支援する（クリーンエネルギー・ファイナンス）。【本年8月末までに結論】

⑦民間の資金、知恵を活用して社会資本を整備・運営・更新する(PPP/PFI)

<成果目標>

◆今後10年間でPPP/PFIの事業規模を12兆円(現状4.1兆円)に拡大する

(i) 収益施設・公的不動産の活用や、民間都市開発と一体で進めることにより、民間資金等を最大限に活かして社会資本の更新等の投資を可能とするような手法を積極的に推進する。特に、上部空間の利用等により首都高速道路の老朽化対策を民間都市開発と一体的に行うなど、都市と高速道路の一体的な再生にPPP事業を活用する。

【今年度から、首都高速道路築地川区間等をモデルケースとして検討を実施】

(ii) 官民共同で(株)民間資金等活用事業推進機構を設立し、民間事業者が利用料で資金回収を行い社会資本を整備するPFI事業にリスクマネーを供給する。これを呼び水とし、これまでは、民間事業者が需要変動リスクを負うため実績が極めて少なかった利用料金徴収を伴う独立採算型PFI事業等を大きく伸ばす。

【今国会において法案成立】

(iii) 公共施設に運営権を設定することで、当該運営権を抵当に資金調達の円滑化を図るとともに、民間事業者が創意工夫を発揮できるコンセッション方式の対象に新たに国管理空港等を追加する。これにより、コンセッション方式によるPFI事業を抜本的に拡大する。【国管理空港等について今国会に法案提出中】

⑧ITを利用したイノベーションを起こす

<成果目標>

◆2015年度中に、世界最高水準の公共データの公開内容(データセット1万以上)を実現

(i) ビッグデータやオープンデータの利活用が世界最高水準で実現するよう積極的に進める。このため、データ利活用と個人情報及びプライバシー保護との両

立に配慮したデータ利活用ルールを策定するとともに、紛争処理機能等を有する第三者機関の設置を含む新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を策定する。 【本年内に策定】

(ii) 地理空間情報 (G 空間情報)、調達情報、統計情報、防災・減災情報などの公共データを積極的かつ速やかに公開し、これを活用して新たなビジネスを創出することを後押しする。このため、公共データを掲載するデータカタログサイト (日本版 data.gov) を試行的に立ち上げ、来年度から本格稼働させる。 【本年秋以降に実施】

(iii) 対面・書面交付が前提とされているサービスや手続を含め、IT 利活用の阻害要因となる規制・制度を洗い出し、改革を進める。このため、あらゆる分野で IT の利活用が行われるように、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン (仮称)」を策定する。 【今年中を目途に策定】

(2) 全員参加・世界で勝てる人材を育てる

(女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す)

①「女性の力」を最大限活かす

<成果目標>

◆2020年に女性の就業率(25歳~44歳)を73%(現状68%)にする

(i) 「待機児童解消加速化プラン」を展開し、今後2年間で約20万人分、保育需要ピークが見込まれる2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、待機児童解消を目指す。このため、賃貸方式や国有地も活用した保育所整備、保育の量拡大を支える保育士確保、小規模保育事業などの新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援及び事業所内保育施設への支援を行う。

(ii) 女性の活躍を促進する企業の取組を後押しし、企業の職場環境を整備するため、管理職・役員への登用拡大に向けた働きかけや情報開示の促進等を行う。また、女性の活躍促進、仕事と子育ての両立、育児休業中、及び復職後の能力アップの支援に取り組む企業への支援を行う。

さらに、学び直しプログラムの提供、主婦等向けインターンシップ等により、子育て女性の再就職を支援する。 【今年度から実施】

(若者も高齢者も、もっと自分の能力を活かして生き生きと働ける社会にする)

②成熟分野から成長分野への失業なき労働移動を進める

<成果目標>

◆今後5年間で、失業期間6か月以上の者を2割減少させ、一般労働者の転職入職率を9%(2011年:7.4%)とすることを目指す

(i) 単に現在の職を維持する政策から、意欲と能力のある人材に、自分を高める機会を拡大した上で、成長分野の職への移動を支援する政策に大胆に転換する。

【労働移動支援助成金(2012年度:2.4億円)と雇用調整助成金

(2012年度:1,134億円)の予算規模を2015年度までに逆転させる】

(ii) 人材のマッチングに民間の力を最大限活用する。このため、ハローワークしか使えなかった求人情報、ハローワーク紹介に限定されている助成金を、民間人材ビジネスに開放する。 【本年8月末までに結論】

(iii) 資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講など社会人の学び直しを、今までにない規模で大胆に支援する。これにより、意欲のある非正規の若年者等が、自らの可能性を最大限高め、キャリアアップ・チェンジすることを応援する。

【労働政策審議会において検討し次期通常国会に雇用保険法改正案提出を目指す】

(日本の若者を世界で活躍できる人材に育て上げる)

③大学の潜在力を最大限に引き出す(国立大学改革等)

<成果目標>

◆今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上を入れる

(i) 先駆的な取組を予算の重点配分等で後押しする国立大学改革に直ちに着手する。今後3年間で改革加速期間とする。 【夏に国立大学改革プランを策定】

①年俸制の本格導入、企業等外部からの資金を活用した混合給与などの人事給与システムの改革

②大学や学部の枠を越えた教員ポスト・予算等の資源再配分及び組織再編並びに大学内の資源配分の可視化

③上記の先駆的な取組の成果を踏まえ、運営費交付金全体を戦略的・重点的に配分する仕組みを導入する。 【2016年度から導入】

(ii) 学校教育法等の法令改正を含め、抜本的なガバナンス改革を行うこととし、所要の法案を次期通常国会に提出する。また、必要な制度の見直しを行い、世界と競う「スーパーグローバル大学(仮称)」を創設する。 【来年度から実施】

④世界と戦える人材を育てる

<成果目標>

◆2020年までに留学生を倍増する(大学生等6万人→12万人)

- (i) 初等中等教育段階からの英語教育を強化する。このため、小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化、指導体制の在り方等や、中学校における英語による英語授業実施について検討する。【今年度から検討開始】
- (ii) グローバル化に対応した教育を行い、高校段階から世界と戦えるグローバル・リーダーを育てる。このため、「スーパーグローバルハイスクール(仮称)」を創設する。
【来年度から実施】
- (iii) 意欲と能力のある高校・大学等の若者全員に、学位取得等のための留学機会を与える。このための官民が協力した新たな仕組みを創設する。
【本年8月末までに結論】
- (iv) 国家公務員総合職試験や大学入試等に、TOEFL等の国際的な英語試験の導入等を行う。
【国家公務員総合職試験は2015年度から導入】

(3)新たなフロンティアを作り出す

(オールジャパンの対応で「技術立国・知財立国日本」を再興する)

①国の総力を結集して「技術で勝ち続ける国」を創る

<成果目標>

◆今後5年以内に科学技術イノベーションランキング世界1位(世界経済フォーラムでは現状5位)

- (i) 戦略分野を特定し、出口を見据え、総力を結集して研究開発等を推進しイノベーションに繋げていくための司令塔として、「総合科学技術会議」の機能を強化する。これにより、府省の縦割りを廃し、産学官の連携を抜本的に強化し、高い科学技術力が最終製品・サービスまで到達できていない我が国の現状を打破する。
【本年8月までに法改正を含む工程表策定】
- (ii) 戦略分野の市場創造のため、「総合科学技術会議」が中心となり、コア技術を特定し、基礎研究から出口(事業化、実用化)までを見据えたロードマップに基づく、府省の枠を越えた取組を行う。この取組に対して複数年にわたり重点的に資源を配分する「戦略的イノベーション創造プログラム(仮称)」を創設する。
【本年8月末までに結論】

- (iii) 京都大学山中教授による再生医療研究など FIRST プログラムが世界トップ水準の高い研究成果を創出していることを踏まえ、FIRST 後継施策とも呼ぶべき「革新的研究開発支援プログラム」を創設する。 【本年8月末までに結論】

(世界に飛び出し、そして世界を惹きつける)

②経済連携等を進め新興国等の成長を最大限取り込む

<成果目標>

- ◆2018年までに、貿易のFTA比率70%(現状19%)を目指す
- ◆2020年までに中堅・中小企業等の輸出額の2010年比2倍を目指す

- (i) TPP、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPA等の連携交渉を推進し、世界の主要な国々との経済連携を深めるとともに、投資協定の締結促進や、租税条約ネットワーク拡充のための取組を加速する。
- (ii) 世界市場で十分勝負できる「潜在力」と「意欲」のある中堅・中小企業の海外展開を強力に後押しする。このため、JETRO等公的支援機関等の連携強化によるワンストップ支援、シニア人材派遣による海外展開ノウハウの補完、現地で直面する法務、労務、知財問題等の相談に対応し、専門組織を紹介する「海外ワンストップ窓口」の創設等を行う。 【本年中に設置】

③成長が見込まれる世界のインフラ市場を官民一体で獲得する

<成果目標>

- ◆2020年に30兆円(現状10兆円)のインフラシステムの受注を実現する
- ◆2020年に海外の医療技術・サービス市場の1.5兆円(現状0.5兆円)を獲得する

- (i) 官民一体、オールジャパンで売り込みを強化するために、内閣総理大臣を始めとする閣僚によるトップセールスを毎年10件以上実施する。
- (ii) 海外展開支援融資ファシリティの活用、JBIC・NEXIによる現地通貨建ファイナンス支援の強化、海外投融資を含むODAの積極的活用、貿易保険の拡充など政策支援ツールを充実する。
- (iii) MEJを最大限活用し、2020年までに海外の医療技術・サービス市場1.5兆円の獲得を目指す。

【新興国を中心に日本の医療拠点を2020年までに10か所程度創設】

④クールジャパンの推進及び訪日外国人旅行者や対内直接投資の受入れ拡大により、徹底したグローバル化を進める

<成果目標>

◆2018年までに放送コンテンツ関連海外売上高を現在(63億円)の3倍に増加させる

◆2020年までに外国企業の対内直接投資残高を現在の2倍の35兆円に拡大する

◆2013年に訪日外国人旅行者1000万人、2030年に3000万人超を目指す

(i) (株)海外需要開拓支援機構(仮称)やジャパン・コンテンツ海外展開事務局等が中心となり、コンテンツや関連商品の海外への売り込みを強化する。

このため、①海賊版対策の抜本的強化、②海外現地放送局・配信サイトにおける日本コンテンツの流通枠の確保、③現地のコンテンツ規格への対応、④相手国の文化ニーズに合わせたコンテンツ供給の増加等を行う。【今年度から実施】

(ii) 人気のあるコンテンツを迅速に海外に売り込めるようにするために、権利処理の円滑化を図る。このため、①権利処理一元窓口の整備(映像コンテンツ権利処理機構(aRma)の機能強化等)、②海外展開も含めた権利処理契約の促進等を行う。【今年度から実施】

(iii) 日・ASEAN友好協力40周年の節目を踏まえ、今後増大が見込まれるASEAN諸国からの観光客に対してビザ要件を緩和する。【本年夏までに実施】

(iv) 我が国の経済成長等に貢献することが期待される高度な能力や資質を持つ外国人が、円滑に我が国に来られるようする。このため、高度外国人材ポイント制度について、年収基準の見直し、永住許可要件としての在留歴の短縮(5年から3年とする。)等の見直しを行い、本年内に新たな制度を開始する。【本年内に開始】

第Ⅱ． 3つのアクションプラン

第Ⅱ 3つのアクションプラン

成長戦略を実行・実現するものとして、政権を挙げて優先的に取り組むべき施策を厳選し、3つのアクションプランを打ち出す。「日本産業再興プラン」の実行により、産業基盤を強化する。また、その力を基に、「戦略市場創造プラン」の実行により、社会課題をバネに新たな市場を創造するとともに、「国際展開戦略」の実行により、拡大する国際市場を獲得する。

「日本産業再興プラン」は、この失われた20年間で生じたヒト、モノ、カネの構造的な「澱み」を解消するため、直ちに取り組むべき必達計画である。プランの実行により、民間に対しては、産業や人材の新陳代謝を進めるため、代謝不足の体質を改善し、世界で戦える筋肉質な体質となることを促す。官の側では、企業やヒトの活動の足かせとなる規制や制約を積極的に省いていく国（規制省国）となり、また、省庁縦割りによる非効率性を徹底排除して、日本の総合力を発揮できる体制（オールジャパン）の構築を目指す。これにより、官民で攻めの経済政策を実行する力を確保する。

「戦略市場創造プラン」は、課題先進国としての現状を攻めの姿勢で捉え、社会課題を世界に先駆けて解決することで新たな成長分野を切り開こうとする、未来を睨んだ中長期戦略である。プランの実行により、課題克服による不安の解消と、成長産業の育成の同時達成を目指す。

「国際展開戦略」は、日本経済のグローバル依存度の高まりを攻めの姿勢で捉え、競争と変化が著しいグローバル経済の中で、積極的・戦略的に勝ちに行くための、官民一体の取組指針である。戦略の実行により、幅広い層の企業や国民が、世界経済の成長の果実を享受することを目指す。

「日本産業再興プラン」の実行を通じ、「世界で戦える力」を獲得することによって、「戦略市場創造プラン」や「国際展開戦略」が描く未来や世界をにらんだ成長市場が現実のものとなる。逆に、「どの場で戦うのか」という成長市場の姿が明示されることによって、強化すべき力の方向性についての確信が生まれる。このように、3つのプランは、互いに相乗効果を持つものであり、政策群ごとに達成すべき成果目標（KPI：Key Performance Indicator）、期限、内容を明記した工程表の策定・実行により、同時併行的に進めていく。

アクションプラン策定に際しては、総合科学技術会議や規制改革会議に加え、若者・女性活躍推進フォーラム、教育再生実行会議、IT総合戦略本部、経協インフラ戦略会議等からの意見・提言を取り入れた。引き続き、こうした会議等との連携を強化し、プランの実行に取り組む。

一. 日本産業再興プラン

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

企業や人材を世界で戦える筋肉質な体質とするため、民間の決断を迫りながら、産業の新陳代謝の促進、雇用制度改革や人材力の強化を徹底して進める。縦割りを廃した科学技術政策と世界をにらんだ IT 戦略により、イノベーション力を飛躍的に高め、規制改革、特区の徹底活用及び立地競争力の抜本的改善により、規制省国を目指す。

これにより、グローバル競争に勝ち抜ける製造業の復活、付加価値の高いサービス産業の創出を図るとともに、企業が活動しやすく、個人の可能性が最大限発揮される社会を実現する。

1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

日本経済の3つのゆがみ（「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」）を根本から是正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間（今年度から2017年度まで）を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取組を進める。

このため、

- －民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする
- －過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る
- －過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させる

ことを目指す。

「産業競争力強化法案（仮称）」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。

①民間投資の活性化

経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間を「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円（2007年度までの5年間平均））に回復させることを目指す。

○先端設備の投資促進

- ・生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

- ・ グローバル競争に打ち勝つことができるよう、先端医療機器・3Dプリンターなどの最先端設備の大胆な設備投資を促すため、リース手法を活用して支援する方策について、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講じる。
- ・ 一般家庭や中小企業において、初期費用を抑えることで、太陽光パネルや蓄電池等を普及させるような民間ビジネスベースの取組を促進する。このため、例えば、一括で設備を購入し、初期費用なしでユーザーに提供するビジネスを行おうとする企業に対して、政府系金融機関等のノウハウを活用した出融資とも組み合わせ、その投資に必要な長期資金の供給を可能とするようなファイナンス支援について、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講じる。
- ・ いわゆる「マザー機能」としての研究開発・先端製造機能の国内維持・強化を図る。また、サプライチェーン構造の変化を踏まえ、これまで川下の大企業が果たしてきた役割を補完すべく、サポーティングインダストリーの自立化に向けたものづくり支援を重点的に実施する。

②萎縮せずフロンティアにチャレンジできる仕組みの構築

戦略市場創造プランの対象分野や人材、教育、雇用等の分野において、電力システム改革や薬事法改正などの骨太な規制改革を進めることにより、新たなフロンティアを切り拓く。こうした取組に加えて、新たな事業に取り組む企業が萎縮せずにチャレンジできる仕組みを構築する。

○適法性確認のための仕組みの創設

- ・ 健康増進や予防サービスなどで、事業が規制対象となるか否かが不明確な「グレーゾーン」の分野において、企業が安心して事業を実施できるよう、事業実施が可能（適法）であることを確認する仕組みなどについて、包括的な政策パッケージを策定する。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講じる。

○企業実証特例制度の創設

- ・ 新事業創出・新技術の活用等を目的として、意欲と技術力のある企業に実証目的での規制特例を認め、それにより事業の実施における新たな規制・安全確保の在り方を検証する制度の創設について、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講じる。

○新事業の利用に係る安心の向上

- ・ 新事業により生まれる新たな製品やサービスを利用者が安心して利用できるよう、中立的な第三者機関による製品・サービスの品質評価制度の創設について、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、

法制上の措置等必要な措置を講じる。

③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

大企業や研究機関に眠る技術、アイデア、資金、人材、地域に眠る事業や資源を最大限に活用し、ベンチャーや新事業を生み出す仕組みを整備する。

このため、ベンチャーや新事業の担い手となる人材（知財権等の戦略的交渉を行う専門家を含む。）の確保、起業家と投資家や民間企業等との橋渡し役となる仲介者の目利き・コーディネート能力の向上、内外の資源を活用したリスクマネーの供給拡大のため、総合的な施策を実施する。個人からベンチャーへの資金の流れを一層太くすることに加え、民間企業等の資金と目利き能力を有効に活用するため、民間企業等によるベンチャーや新事業への投資を行いやすくする。こうした取組により、産業の新陳代謝を促すことで、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004年から2009年までの平均値））。

○ベンチャーや新事業創出の担い手及び目利き・支援人材の育成

- ・ 一流のベンチャー経営者やキャピタリスト等のプロフェッショナルによるビジネスモデル形成支援により、新事業に挑み成長企業を生み出す人材の育成を進めるとともに、これを通じて得られたハンズオン支援のノウハウの共有などによる支援人材の育成やその連携を強化する取組を発展させ、事業化後の資金供給を担う投資家、政府系金融機関、民間企業等を含めた総合的な支援の枠組みへと拡大する。

○個人によるベンチャー投資の促進（エンジェル税制の運用改善等）

- ・ エンジェル税制について、本年夏までに、ベンチャー企業やその支援者である税理士等にとっての分かりやすさを向上させ、手続負担を軽減する観点から運用改善を行うとともに、制度の利用促進に向け周知徹底を図る。

○民間企業等によるベンチャー投資の促進

- ・ 個人投資家のみならず民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促すための方策を早急に検討し、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講じる。
- ・ 産業革新機構による効果的なリスクマネーの供給を図り、ベンチャー支援を強化するため、同機構におけるベンチャー投資に関する意思決定プロセスの簡略化及び支援体制の整備を行う。

○資金調達が多様化（クラウド・ファンディング等）

- ・ 技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化するとともに地域のリソースを活用するための方策の一つとして、クラウド・ファンディング（※）等を通じた資金調達の枠組みについて

検討する。市場関係者等のニーズや投資者保護に配慮しつつ、制度改正が必要な事項について、金融審議会での検討を行い、本年中に結論を得る。なお、事業化後に新規上場に至った企業に対しても、NISA（少額投資非課税制度）の普及促進を通じ、家計からのリスクマネーの供給を強化する。

※新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結び付け、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み。

○個人保証制度の見直し

- ・ 経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。
- ・ 停止条件付保証契約、ABL（動産・売掛金担保融資）等の代替的な融資手法の充実と利用促進を図る。また、個人保証を免除又は猶予する融資制度の拡充・推進、民間金融機関との連携強化など政府系金融機関等による対応の強化を図る。

○既存企業の経営資源の活用（スピンオフ・カーブアウト支援、オープンイノベーション推進）

- ・ スピンオフ・カーブアウト支援専門チーム（知財、労務、社会保障等の権利処理まで含めたビジネス形成支援）を直ちに本格稼働させる。
- ・ この支援専門チームや日本政策投資銀行等による、事業の目利きの協働を通じた既存の経営資源の活用・組合せから新たなビジネスを形成する取組及び民間資金の呼び水となるリスクマネー供給を一体的に行うことにより、オープンイノベーションを推進する。これにより、「緊急構造改革期間」中に、民間において自立的にベンチャーや新事業が生まれ出される環境の整備を目指す。

④事業再編・事業組換の促進

国内の過当競争構造を解消し、思い切った投資によりイノベーションを起こし、収益力を飛躍的に高めることなどを通じて、例えば技術でもビジネスでも世界で勝ち抜く製造業の復活を目指す。

このため、事業再編や事業組換を促進し、経営資源や労働移動の円滑化を支援する。特に、「攻め」の企業経営に向けた経営者の思い切った判断をこれまで以上に強力に促すため、株主などのステークホルダーからの経営改善の働きかけを呼び込む仕組みを導入する一方、組織再編に伴う財務上の負担の軽減策や失業なき労働移動をこれまで以上に手厚く支援する。

○収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

- ・ 思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編（スピンオフ・カーブアウトを含む。）を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置や金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講じる。一方で、その実施状況を厳しく検証する。

○過剰供給構造にある分野での再編の促進

- ・ 「産業競争力強化法（仮称）」の策定に併せて、過剰供給・過当競争構造が長年放置されてきた分野について、国が指針を策定し、その是正に向けた取組を促すための枠組みを構築する。この枠組みの下に、思い切った構造改革に取り組む企業に対し、失業なき労働移動の円滑化のための措置などの必要な措置を講ずる。

○コーポレートガバナンスの強化

- ・ 攻めの会社経営を後押しすべく、社外取締役の機能を積極活用することとする。このため、会社法改正案を早期に国会に提出し、独立性の高い社外取締役の導入を促進するための措置を講ずるなど、少なくとも一人以上の社外取締役の確保に向けた取組を強化する。
- ・ 企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。
- ・ 収益力の低い事業の長期放置を是正するため、企業における経営改善や事業再編を促すための施策について、経済産業省ほか関係省庁における検討を加速する。
- ・ 国内の証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化につながる取組を働きかける。

○事業引継ぎ、事業承継の支援

- ・ 現在7か所の設置に留まっている事業引継ぎや事業承継等のワンストップ窓口である「事業引継ぎ支援センター」を全国展開し、地域金融機関等との連携を通じた事業引継ぎのマッチング等を促進する。
- ・ 経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には保証を求めないこと等に関するガイドラインの策定、政府系金融機関等による個人保証を免除又は猶予する融資制度の活用等を通じて、事業承継時の経営者の個人保証の負担感の軽減を図る。

⑤グローバルトップ企業を目指した海外展開促進

事業再編や事業組換等の取組により収益性を飛躍的に向上させた企業が、果敢に海外 M&A や海外展開を進め、グローバルトップ企業（世界市場におけるクリティカルマスを獲得する企業（グローバルメジャー）や世界的な大企業ではなくとも、特定分野に優れ世界で存在感を示す企業（グローバルニッチトップ）をいう。）となれるよう、金銭面や人材面での集中的な支援を行う。

また、海外に展開した企業が海外において事業活動をする上でのリスクを軽減できるよう支援を行う。

○海外 M&A・海外展開の促進

- ・ グローバルトップ企業への成長のための金融措置等の支援措置の創設について、本年 8 月末までに検討を進め結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講じる。
- ・ グローバルニッチトップを目指す中堅・中小企業等に対し、海外市場に乗り出す際に必要となる資本性資金や長期資金を、政府系金融機関等のノウハウを活用して重点的に供給する。
- ・ 日本企業による海外 M&A 等の海外展開を幅広く支援することを目的として本年創設された（株）国際協力銀行（JBIC）の「海外展開支援出資ファシリティ」及び「海外展開支援融資ファシリティ」の活用を推進する
- ・ 中小企業の国際的な知的財産戦略を支援する（特許出願に係る費用減免など）。

○海外事業のリスク軽減

- ・ 日本企業の海外での事業活動に伴うリスクを軽減し、これを円滑化するため、民間の保険では提供できない分野において、貿易保険の機能強化に向けた貿易保険制度の改正について、早期に検討を進め結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講じる。

2. 雇用制度改革・人材力の強化

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立って、働き手の数（量）の確保と労働生産性（質）の向上の実現に向けた思い切った政策を、その目標・期限とともに具体化する必要がある。

このため、少子化対策に直ちに取り組むと同時に、20~64 歳の就業率を現在の 75% から 2020 年までに 80%とすることを目標として掲げ、世界水準の高等教育や失業なき労働移動の実現を進める一方で、若者・女性・高齢者等の活躍の機会を拡大する。これにより、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」を構築する。

①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）

リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するために拡大した雇用維持型の政策を改め、個人が円滑に転職等を行い、能力を発揮し、経済成長の担い手として活躍できるよう、能力開発支援を含めた労働移動支援型の政策に大胆に転換する。これらにより、今後5年間で、失業期間6か月以上の者の数を2割減少させ、転職入職率（※）（パートタイムを除く一般労働者）を9%とすることを目標とする。

※転職入職率とは、在籍者に対する転職入職者（入職者のうち、入職前1年間に就業経験のある者）の割合のことをいう（2011年7.4%。1975年以降の最高値9.2%。）。

○労働移動支援助成金の抜本的拡充等

- ・ 雇用調整助成金（2012年度実績額約1,134億円）から労働移動支援助成金（2012年度実績額2.4億円）に大胆に資金をシフトさせることにより、2015年度までに予算規模を逆転させる。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。
 - 対象企業を中小企業だけでなく大企業に拡大する。
 - 送り出し企業が民間人材ビジネスの訓練を活用した場合の助成措置を創設する。
 - 支給時期を支援委託時と再就職実現時の2段階にする。
 - 受入れ企業の行う訓練（OJTを含む）への助成措置を創設する。
 - キャリアチェンジを伴う労働移動を成功させるためのキャリアコンサルティング技法の開発等を推進する。

○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

- ・ 非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会での検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

○公益財団法人産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん機能の強化

- ・ 出向・移籍による失業なき労働移動を支援するため、キャリアコンサルティングの実施、個人の課題に応じた支援メニューの策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練の実施等、産業雇用安定センターのあっせん機能を大幅に強化する。

②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

ハローワークの情報等の民間開放を図りながら、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビ

ビジネスを最大限に活用する。

○ハローワークの求人・求職情報の開放等

- ・ ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講じる。
- ・ ハローワークの保有する求職情報の開放について、求職者や民間人材ビジネスに対するニーズ調査を直ちに実施し、本年末を目途に結論を得る。また、ハローワークの求職者が民間人材ビジネスの活用を希望する場合の円滑な誘導支援を速やかに開始する。
- ・ ハローワーク特区等の経験に基づき、自治体の意向を踏まえハローワークと地方自治体の職業紹介機関等の連携強化を全国展開する。

○トライアル雇用奨励金等の改革・拡充

- ・ トライアル雇用奨励金（2012年度支給対象者数約5.6万人）等の雇入れ助成金について、ハローワークの紹介に加え、民間人材ビジネスや出身大学等の紹介により雇い入れる事業者にも支給する。
- ・ トライアル雇用奨励金について、従来主な対象とされていたニート・フリーターに加えて、学卒未就職者、育児等でキャリアブランクがある人等、トライアル雇用を受けなければ正社員就職が難しいと認められる者にも対象を拡大する。8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

○民間人材ビジネスの更なる活用

- ・ カウンセリング、職業訓練、就職あっせん等のうち、以下の業務に民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行えるよう、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映する。
 - － フリーター等のきめ細かいカウンセリングが必要な人に対するキャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等（2012年度の全国ハローワークでのジョブ・カード交付件数約2.1万件）
 - － 学卒未就職者等について、紹介予定派遣（※）を活用した正社員就職支援
 - － 育児・介護等で仕事の現場を離れていた人に対する研修と職業紹介の一体的実施

※紹介予定派遣とは、一定の派遣期間を経過した後に、派遣先への職業紹介を予定して行われる労働者派遣のことをいう。

③多様な働き方の実現

個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し等を進める。

○労働時間法制の見直し

- ・ 企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

○研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討

- ・ 労働契約法の若手研究者のキャリア形成に対する影響を懸念する指摘もあることから、研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理の在り方など労働契約法をめぐる課題について関係省が連携して直ちに検討を開始し、1年を目途に可能な限り早急に結論を得て、必要な措置を講じる。

○労働者派遣制度の見直し

- ・ 登録型派遣・製造業務派遣の在り方、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方等に関して有識者による検討を進め、8月末までを目途に取りまとめる。さらに、労働政策審議会で議論を行った上で、早期に必要な法制上の措置を講じる。
あわせて、派遣労働者のキャリア形成を支援するモデル的な取組を推進する。

○「多元的で安心できる働き方」の導入促進

- ・ 職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集、周知・啓発を行うとともに、有識者懇談会を今年度中に立ち上げ、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について来年度中のできるだけ早期に取りまとめ、速やかに周知を図る。これらの取組により企業での試行的な導入を促進する。
- ・ 業界検定等の能力評価の仕組みを整備し、職業能力の「見える化」を促進する。

○持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備

- ・ 全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環を実現できるよう、今後の経済運営を見据え、最低賃金の引上げに努める。その際、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を拡充する。

④女性の活躍推進

出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の中核である。「若者・女性活躍推進フォーラム」の提言を踏まえつつ、女性が活躍できる環境整備を推進する。

こうした取組により、「M字カーブ問題」の解消に向け、2020年の就業率を、25から44歳の女性については73%（2012年の水準から約5ポイント向上）とすることを目指す。

○女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等

- ・ 企業への助成金制度や税制上の措置の活用等による支援等の充実、公共調達を通じた取組、好事例を顕彰する仕組みの拡充を進めるとともに、役員や管理職への登用拡大（全上場企業においてまずは役員に一人は女性を登用）に向けた働きかけやキャンペーン、登用状況の開示促進、女性人材のデータベース化等を行う。

○女性のライフステージに対応した活躍支援

- ・ 子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけるとともに、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を創設する。
- ・ 育休復帰支援プラン（仮称）の策定支援等を行うほか、来年度末で期限切れとなる次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討する。また、特に仕事と子育て等の両立が困難な女性研究者等を支援するほか、「イクメン」の普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する。
- ・ インターンシップやトライアル雇用制度の活用、マザーズハローワークの充実等による再就職に向けた総合的な支援、母子家庭の母等への就業支援、社会人の学び直し支援等を行うほか、資金調達や経営ノウハウの支援等により、地域に根差したものから世界にチャレンジするものも含め、女性の起業等を促進する。
- ・ 少子化社会の問題は社会経済の根幹を揺るがしかねない状況に直面していることから、子育て支援強化、働き方改革に加え、「少子化危機突破のための緊急対策」（本年6月7日少子化社会対策会議決定）に基づき、妊娠・出産等に関する情報提供や産後ケアの強化など、結婚・妊娠・出産に関する支援を総合的に行う。

○男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備

- ・ テレワークの普及に向けた新たなモデル確立のための実証事業の実施等による多様で柔軟な働き方の推進や、長時間労働の抑制、教育・啓発活動の推進等ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図るとともに、ベビーシッターやハウスキーパーなどの経費負担の軽減に向け

た方策を検討する。また、働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う。

- ・ 「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実及びその連携を推進する。

○公務員における女性の採用・登用の拡大等の取組の促進

- ・ 「隗より始めよ」の観点から、女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む。

特に、待機児童問題が女性等の活躍・社会進出の妨げとなっており、保育の充実等を図ることが喫緊の課題である。このため、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援等の家族への支援の充実等を内容とする「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、2年後の新制度のスタートを待たずに、地方自治体に対してできる限りの支援策を講じるため、本年度から5年間、「待機児童解消加速化プラン」を展開する。今後2年間で約20万人分、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。その際、社会福祉法人はもとより、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進する。

○緊急プロジェクト（本年度・来年度）

- ・ 「待機児童解消加速化プラン」の実施期間のうち、本年度・来年度を「緊急集中取組期間」と位置付け、5本の柱からなる支援パッケージにより、意欲のある地方自治体を強力に支援する。
 - ①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
 - 施設整備費の積み増し。都市部に適した賃貸方式の活用。
 - ②保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）
 - 潜在保育士の復帰促進、処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。
 - ③小規模保育事業など新制度の先取り
 - 小規模保育、幼稚園での長時間預かり保育など新制度を先取りして実施（即効性ある受け皿の確保）。
 - ④認可を目指す認可外保育施設への支援
 - 改修費、賃貸料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行。
 - ⑤事業所内保育施設への支援
 - 「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件の緩和。

○屋外階段設置要件の見直し

- ・ 事業所内保育施設を4階以上に設置する場合の避難用の屋外階段設置要件（国の助成要件）について、地方自治体の認可保育所の設置基準条例に合わせる見直しを直ちに行う。また、国が定める認可保育所の設備基準について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得る。

⑤若者・高齢者等の活躍推進

全ての人が意欲さえあれば活躍できるような「全員参加の社会」の構築を目指す。特に、我が国の将来を担う若者全てがその能力を存分に伸ばし、世界に勝てる若者を育てることが重要であり、若者・女性活躍推進フォーラムの提言を踏まえつつ、成長の原動力としての若者の活躍を促進する。

○若者の活躍推進

- ・ インターンシップに参加する学生の数の目標設定を行った上で、地域の大学等と産業界との調整を行う仕組みを構築し、インターンシップ、地元企業の研究、マッチングの機会の拡充を始め、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化する。また、関係団体等の意見を踏まえつつ、インターンシップの活用の重要性等を周知し、その推進を図る。さらに、若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。
- ・ 就職活動から入社後の能力開発に至るまでの一貫した支援として、詳細な採用情報等を公開し積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及拡大・情報発信の強化を図るほか、既卒3年新卒扱い、新卒応援ハローワーク等を通じた中小企業と学生とのマッチング強化、若手社員の訓練を行う中小企業団体に対する新たな支援、紹介予定派遣を活用した学卒未就職者への就職支援【再掲】、及び就職後の定着への支援を行う。
- ・ 過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する。
- ・ 地域の中小企業等が、未来の地域経済を支える人材を共同で育成する仕組みを構築し、企業間での出向の円滑化や合同新人研修等を実施することに対する支援を行う。
- ・ ビジネスコンテスト等も活用しながら起業の促進を図るため、ポータルサイトによる情報発信、専門家によるサポート体制の整備を推進するほか、クラウド・ファンディング等を活用した効果的な資金供給の在り方を検討する。
- ・ わかものハローワークの充実、地域レベルの産学官コンソーシアムの組成による就職可能性を高める訓練コースの開発・実施等によるフリーター等の正規雇用化支援や、NPO等による就労に向けた相談支援な

どニートの就労支援を実施する。

- ・ 学修時間の確保、留学等促進のための、2015年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更（広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始）について、中小企業の魅力発信等、円滑な実施に向けた取組を行う。
- ・ ハローワークの民間活用【再掲】
- ・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。また、高等専門学校について、地域や産業界との連携を深めつつ、社会や企業のニーズを踏まえた学科再編などを促進する。また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

○高齢者等の活躍推進

- ・ 生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用に取り組む中小企業に対する職域開発等の支援を行うとともに、高齢者等の再就職支援の強化、地域の多様なニーズとのマッチングによるモデル的な就労促進の取組への支援等を実施する。
- ・ 障害者、難病患者、がん患者等の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進する。

⑥大学改革

大学改革全般に関する「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国立大学について、産業競争力強化の観点から、グローバル化による世界トップレベルの教育の実現、産学連携、イノベーション人材育成、若手・外国人研究者の活用拡大等を目指す。このため、大学評価システムの構築、大学や学部の枠を越えた教員ポスト・予算等の資源再配分及び組織再編、大学内の資源配分の可視化、外国人研究者の大量採用、年俸制の本格導入、企業等の外部からの資金を活用した混合給与などの人事給与システムの改革、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡充に直ちに着手する。今後3年間で大胆で先駆的な改革を後押しして改革を加速し、第3期中期目標期間（2016年度から）開始までに改革を完成させる具体的・包括的な改革プランを早急に取りまとめる。

また、必要な制度の見直しを行い、世界と競う「スーパーグローバル大学（仮称）」を創設する。今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す。

○人材・教育システムのグローバル化による世界トップレベル大学群の形成

- ・ 人材・教育システムのグローバル化、英語による授業拡大など、積極的に改革を進める大学への支援の重点化に直ちに着手する。

○イノベーション機能の抜本強化と理工系人材の育成

- ・ 産業界との対話を進め、今年度内に、教育の充実と質保証や理工系人材の確保を内容とする理工系人材育成戦略を策定し、「産学官円卓会議（仮称）」を新たに設置して同戦略を推進する。
- ・ 今後 10 年間で 20 以上の大学発新産業創出を目指し、国立大学のイノベーション機能を強化するため、国立大学による大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする。このため、所要の法案を速やかに国会に提出する。

○人事給与システム改革による優秀な若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大

- ・ 今後 3 年間で、国立大学における 1,500 人程度の若手及び外国人研究者の常勤ポストの提示を目指し、年俸制の本格導入や企業等の外部からの資金を活用した混合給与の導入に直ちに着手する。

○大学改革を支える基盤強化

- ・ 国立大学法人評価委員会等の体制を強化し、大学改革の進捗状況をきめ細かくフォローする。
- ・ 教授会の役割を明確化するとともに、部局長の職務や理事会・役員会の機能の見直し、監事の業務監査機能強化等について、学校教育法等の法令改正の検討や学内規定の見直しも含め、抜本的なガバナンス改革を行うこととし、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- ・ 教員ポスト・予算等の大学内の資源配分の可視化、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大に直ちにに取り組む。さらに、2016 年度から新たな評価指標を確立し、運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020 年までに日本人留学生を 6 万人(2010 年)から 12 万人へ倍増させる。優秀な外国人留学生についても、2012 年の 14 万人から 2020 年までに 30 万人に倍増させること（「留学生 30 万人計画」の実現）を目指す。

また、産業構造の変化に対応した学び直し等の機会を拡大する。

○国家公務員試験や大学入試等への TOEFL 等の活用

- ・ 2015 年度の国家公務員総合職試験から、外部英語試験を導入するとともに、大学入試や卒業認定への TOEFL 等の活用を促進する。

○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

- ・ 高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と

能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、支援策と併せて、姉妹校締結や海外の大学と単位互換の取組等、大学の教育環境整備を進めるなど、必要な措置をパッケージとして講じるための具体策を本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

- ・ 就職・採用活動開始時期変更【再掲】を行うほか、多様な体験活動の促進に資する秋季入学に向けた環境整備を行う。
- ・ 留学機会の確保と併せ、優秀な外国人留学生獲得のための海外の重点地域を選定し、大学等の海外拠点の強化や支援の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

○グローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成

- ・ グローバル・リーダーを育てる教育を行う新しいタイプの高校（「スーパーグローバルハイスクール（仮称）」）を創設する。
- ・ 一部日本語による国際バカロレアの教育プログラムの開発・導入等を通じ、国際バカロレア認定校等の大幅な増加を目指す（2018年までに200校）。

○初等中等教育段階からの英語教育の強化

- ・ 小学校5、6年生における外国語活動の成果を今年度中に検証するとともに、小学校における英語教育実施学年の早期化、指導時間増、教科化、指導体制の在り方等や、中学校における英語による英語授業の実施について、今年度から検討を開始し、逐次必要な見直しを行う。

○産業界のニーズに対応した学び直し機会の拡大

- ・ 社会人の学び直し支援を実施する【再掲】。
- ・ サービス産業生産性協議会を国民運動として再構築することとし、来年度中に、活動参加企業数を10倍に拡大しつつ、サービス産業の高付加価値化に向けた人材育成と経営支援を本格化させる。

⑧高度外国人材の活用

高度な技術や経営ノウハウを持つ海外からの人材の日本での活躍を促進するための総合的な環境整備推進の一環として、高度外国人材ポイント制度を見直す。

○高度外国人材ポイント制度の見直し

- ・ 高度外国人材の認定に係る年収基準の見直し（年収として認める報酬の範囲に係る見直し等）、永住が許可されるための在留歴の短縮（現行の5年を3年とする等）といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する。

3. 科学技術イノベーションの推進

近年、研究開発の成果が円滑に実用化につながらず、これまで優位を誇ってきた日本のものづくり産業が新興国との競争で苦戦するなど、「技術で勝ってビジネスで負け」、さらに一部では「技術でも負ける」状況になっている。伸び悩む我が国の研究開発投資を推進することにより、「科学技術創造立国」として復活させることが必要である。今後、早急に政府の体制を立て直し、戦略分野を中心に研究開発を推進するとともに、その成果を実用化し、さらには市場獲得につなげるため、知的財産戦略や標準化戦略を推進する。これらにより、イノベーション(技術力)ランキング(世界経済フォーラムのランキング(※)では、日本は現状第5位)を今後5年以内に世界第1位にするとの目標を掲げつつ、「技術でもビジネスでも勝ち続ける国」を目指す。

このため、「総合科学技術会議」の司令塔機能を強化し、省庁縦割りを廃し、戦略分野に政策資源を集中投入する。政府の研究開発成果を最大化するため、大学や研究開発法人において科学技術イノベーションに適した環境を創出するとともに、出口志向の研究開発と制度改革を合わせて大胆に推進し、実用化・事業化できる体制を整備する。また、民間の積極的な研究開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へとつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。

政府一体となり科学技術イノベーション総合戦略(本年6月7日閣議決定)を強力に推進することは、成長戦略の実現にとって鍵となる。このため、関連施策との一体性を確保しつつ、以下の施策を重点的に推進する。

※ The Global Competitiveness Report 2012-2013 Index 12th pillar: Innovation

① 「総合科学技術会議」の司令塔機能強化

省庁縦割りを廃し、成長戦略に基づく資源配分の実現のために必要な「総合科学技術会議」の司令塔機能の強化に向けて、組織の充実、予算要求(内閣府計上)、法律改正等を含む工程表を本年8月末までに策定し、来年度から実行に移す。

○政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定

- ・ 政府全体の科学技術関係予算について、「総合科学技術会議」が予算戦略を主導する新たなメカニズムを来年度概算要求段階から導入する。

○「総合科学技術会議」事務局機能の抜本的強化

- ・ 関係府省、産業界、大学等の協力を得ながら、専門的知見を有する優秀な人材の長期登用などにより事務局体制を強化する。
- ・ 企画・立案に必要な国内外の関連情報を収集し、調査分析する機能を強化するため、関係府省や政府系シンクタンクとの連携を図る。
- ・ イノベーション創出加速のため、「総合科学技術会議」の運営に当たって、産業界の活力を積極的に活用する。

○アウトカムを重視した PDCA の積極的推進

- ・ 国家的課題の解決推進のため、アウトカムを重視した研究開発の PDCA を推進するとともに、イノベーションの創出・環境整備等に係る状況（進捗、障害の有無等）を分析・評価し、必要な場合に関係府省に改善措置を求める。

②戦略的イノベーション創造プログラムの推進

「戦略市場創造プラン」を実現する上で、科学技術イノベーションが果たす役割は極めて大きい。国家的に重要な課題を解決するため、コア技術を特定し、基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据えたロードマップに基づく取組により、戦略市場を創造する。このロードマップに基づく府省横断型の取組に対して複数年にわたり重点的に資源を配分する「戦略的イノベーション創造プログラム（仮称）」を創設する。本年8月末までに「総合科学技術会議」において具体策を固め、国全体の研究開発予算について、効率化・効果の最大化を図る観点から見直しを行った上で、所要の予算を内閣府に計上する。

○戦略的イノベーション創造プログラムの創設

- ・ 各省に対する総合調整機能を効果的・効率的に発揮させるため、内閣府に「戦略的イノベーション創造プログラム」を創設し、産業界、学界及び各府省と連携し、基礎研究から出口までを見据えた研究開発等を推進する。

○プログラムの推進体制

- ・ ロードマップの策定、各府省の関連施策の調整、プログラムディレクターの任命等、実効性ある PDCA を行う体制を整備する。

③革新的研究開発支援プログラムの創設

現在の FIRST（最先端研究開発支援プログラム）の成果をしっかりと実用化する。さらに、研究開発全体の基盤の底上げにつなげていくため、成長戦略の一環として、米国 DARPA（国防高等研究計画局）の仕組みを参考に、長期的視点からインパクトの大きな革新的研究テーマを選定し、権限を有するプログラムマネージャーの責任の下で、独創研究を大胆に推進するプログラム（革新的研究開発支援プログラム（仮称））を創設する。現行 FIRST の予算執行面での特長を活かしつつ、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映する。

テーマ選定に際しては、将来の経済社会・産業の在り方に大きな変革をもたらすものとし、選定過程における産業界の有識者の関与を高める。

④研究開発法人の機能強化

成長戦略の実現に資する研究開発を集中的かつ効果的に推進するため、研究開発法人に対する業務運営の効率化目標の在り方を見直し、研究開発内容や評価を踏まえたメリハリある予算を実現するなど研究開発法人の機能強化を図る。

○世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設

- ・ 研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する（次期通常国会に法案提出を目指す）。

○具体的な改善事項への対応

- ・ 法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。

⑤研究支援人材のための資金確保

研究者が研究に没頭し、成果を出せるよう、研究大学強化促進事業等の施策を推進し、リサーチアドミニストレータ等の研究支援人材を着実に配置する。

また、大学等における研究支援人材の確保に向けた自主的な取組を促すとともに、競争性を有する研究資金の制度において、間接経費 30%の確保に努める。さらに、長期的・安定的に研究支援人材を確保するため、人材の類型化や専門的な職種としての確立、全国的なネットワーク化等を産学官の連携の下で取り組む。

これらの方策について、本年 8 月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

⑥官・民の研究開発投資の強化

民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進、研究開発法人・大学が所有する研究開発設備等の有効活用の促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の推進、イノベーションを促進するための規制改革などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。

これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にするととの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを目指すこととする。その場合、第 4 期科学技術基本計画（2011 年 8 月 19 日閣議決定）期間中の政府研究開発投資の総額の規模を約 25 兆円とすることが必要である（同期間中に政府研究開発投資の対 GDP 比率 1%、GDP の名目成長率平均 2.8%を前提に試算）。これらを踏まえ、我が国の財政状況が一層悪化し危機的な状況となる中、財政健全化との整合性の下、基本計画に掲げる施策の推進に必要な経費の確保を図ることとする。

⑦知的財産戦略・標準化戦略の強化

グローバルな経済活動の拡大を踏まえ、国内のみならず、海外においても、中小企業を始め我が国産業や国民が円滑にイノベーションを起こし、権利を取得し、活用するイノベーションサイクルが実現するよう、審査の迅速化、トップスタンダード制度の推進、グローバルに通用する認証基盤の整備等により知財戦略・標準化戦略を抜本的に強化する。

○国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

- ・ 任期付審査官の確保などの審査体制の整備・強化等により、今年度中に審査順番待ち期間を11か月とし、その後の権利化までの期間を2015年度中に36か月以内とする。複数技術等の一括審査（まとめ審査）を今年度から開始する。

○新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援

- ・ アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに特許審査ハイウェイ（他国で特許となった出願を、早期に審査する制度）の対象国を拡充する。また、製品等のデザインを国際的に保護しやすくするため、ハーグ協定に対応した意匠制度の見直しについて今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出する。中国語特許文献について、特許庁がデータ受領後6か月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を2015年度中に構築する。

○企業のグローバル活動を阻害しないための職務発明制度の見直し

- ・ 企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、職務発明の法人帰属化や使用者と従業者との契約に委ねるなど制度を見直し、来年の年央までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。

○国際展開を念頭に置いた標準・認証制度の見直し

- ・ 我が国企業の知見がより有効に活用されるよう、国際標準化機関における規格開発に係る幹事国引受件数を2010年末の78件から2015年末までに世界第3位に入る水準（95件）に増加させるなど、戦略的に国際標準化を推進する。また、国際的に通用する重要な認証基盤の在り方について今年度内に検討・取りまとめを行い、国内の認証機関の強化などにより、順次基盤の整備を行う。

4. 世界最高水準のIT社会の実現

ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT戦略（本年6月14日閣議決定）を

精力的に推進し、規制・制度改革の徹底並びに情報通信、セキュリティ及び人材面での基盤整備を進める。

①ITが「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革

ITやデータを活用したイノベーションにおいて、我が国企業が他国に劣後しないよう、徹底した規制・制度改革を進める。この取組の中で、IT利活用を推進するための法的措置（IT利活用を推進するための「基本法」）の必要性についても検討する。

○規制制度改革集中アクションプランの策定

- ・ 「IT総合戦略本部」において、「規制改革会議」と連携しつつ、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含め、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度（運用解釈が明確でないものを含む。）の精査・検討を行い、本年中を目途に、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（仮称）」を策定する。

○世界最高水準のオープンデータやビッグデータ利活用の推進

- ・ オープンデータやビッグデータの利活用を推進するための世界最高水準のデータ利活用環境整備を行うため、「IT総合戦略本部」の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、「規制改革会議」と連携しつつ、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定する。

②公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築

政府CIOの法定化を踏まえ、「IT総合戦略本部」を中心に、国民・利用者を中心とした電子行政サービスの構築を推進する。これにより、公共データの民間開放について、2015年度中に世界最高水準の公開内容（データセット1万以上）を実現するとともに、政府情報システムのクラウド化等により、今後5年間で政府情報システムの数を現在の約1,500から半減、8年間で運用コストの3割圧縮（特別な検討を要するものを除く。）を目指す。

○公共データの民間開放

- ・ 公共データについては、個人情報やセキュリティに配慮した上で、オープン化を原則とし、ビジネス利用等がしやすい形式・ルールの下、インターネットを通じて公開する。このため、公共データの総合案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイト（日本版 data.gov）を秋までに試行的に立ち上げ、地理空間情報（G空間情報）、調達情報、統計情報、防災・減災情報など優先的に民間開放すべき情報について

当該サイトに掲載し、来年度から本格稼働させる。

○政府における業務改革・IT ガバナンスの強化

- ・ IT 投資に当たっては、業務改革（BPR）を徹底する。本年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、重複する情報システムの統廃合等を進めるとともに、政府情報システムのクラウド化を本格化させる。また、来年度早期に、日本版「IT ダッシュボード」（各府省の IT 投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる仕組み）を利用した IT 投資管理の PDCA サイクルを確立する。

○利便性の高い電子行政サービスの提供等

- ・ 2016 年 1 月の利用開始が予定されている番号制度の導入により、番号が活用される社会保障・税分野等において業務改革を推進し、便利で負担の少ない行政サービス及び適正で迅速な事務処理を実現する。とりわけ、国民のニーズの高い手続きについては、2017 年 7 月までに「マイポータル（仮称）」を整備し、利便性の高い個人向けオンラインサービスを開始する。
- ・ 本人確認手続き規定の類型化を図り、契約締結や役務の利用に係る利用者の利便性向上とプライバシー保護、本人確認の正確性の担保との両立を図ることができるよう、オンライン利用を前提とした本人確認手続き等の見直しについて検討する。

③IT を利用した安全・便利な生活環境実現

ビッグデータ等を活用して、安全・便利な生活が可能となる社会を実現するため、関係各府省が連携し、重点課題について、IT を活用した分野複合的な解決に取り組む。

○IT 活用による分野複合的な課題解決

- ・ 「IT 総合戦略本部」において、本年 8 月末までに、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報（G 空間情報）、農業、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等のうち、解決に取り組むべき課題や地域を特定し、規制改革や政策資源の投入を集中的に行うべく、具体策を固める。また、その成功モデルをパッケージで海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化に貢献する。

④世界最高レベルの通信インフラの整備

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料

金) で、現在の 1 位を引き続き維持することを目指す。

○世界最高レベルの通信インフラの実用化

- ・ 世界最高レベルの光通信技術（400Gbps 級）及びネットワーク仮想化技術の実用化を促進するため、来年度から同技術を用いたテストベッド（実証環境）を広く産学官に開放し、民間事業者等による新サービスの開発等を支援する。
- ・ 世界最先端の第 4 世代移動通信システム（4G）を早期に実用化するため、技術導入に必要な制度を年内に整備し、来年までに新たな周波数帯の割当を行う。さらに、4G の更なる高度化と我が国技術の国際展開支援のため、2015 年度までに、国際的に調和のとれた形で、更なる追加割当候補周波数を確保する。

○料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し

- ・ NGN（Next Generation Network）のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、来年中に結論を得る。

⑤サイバーセキュリティ対策の推進

世界最高水準の IT 社会にふさわしい、強靱で活力あるサイバー空間を構築するため、「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえ、政府機関や重要インフラにおけるセキュリティ水準及び対処態勢の充実強化や国際戦略の推進等、サイバーセキュリティ対策を強力に展開する。

○重要インフラ分野におけるインシデント対策の強化

- ・ サイバー攻撃に対する重要インフラの防護を強化するため、重要インフラ事業者等及び政府機関との間における情報共有の仕組みや重要インフラの範囲等について検討を進め、今年度中に、「情報セキュリティ政策会議」において、新たな行動計画を策定する。

○サイバーセキュリティに関する国際戦略の策定

- ・ 我が国と戦略的に強い結び付きのある国・地域との多角的パートナーシップの強化、我が国が強みを持つセキュリティ技術の国際展開等を政府一体となって加速させるため、今年度中に、「情報セキュリティ政策会議」において新たにサイバーセキュリティ国際戦略を策定するとともに、来年度中に制御システム等のセキュリティの国内での評価・認証を開始し、インフラの整備・輸出等を促進する。

⑥産業競争力の源泉となるハイレベルな IT 人材の育成・確保

IT やデータを活用して新たなイノベーションを生み出すことのできるハイレベルな IT 人材の育成・確保を推進する。

○IT を活用した 21 世紀型スキルの修得

- ・ 2010 年代中に 1 人 1 台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、デジタル教材の開発や教員の指導力の向上に関する取組を進め、双方向型の教育やグローバルな遠隔教育など、新しい学びへの授業革新を推進する。また、来年度中に産学官連携による実践的 IT 人材を継続的に育成するための仕組みを構築し、義務教育段階からのプログラミング教育等の IT 教育を推進する。

○人材のスキルレベルの明確化と活用

- ・ IT 人材のスキルを共通尺度で明確化するスキル標準について、来年度までに分野ごとの専門人材に必要なスキル・タスクを特定し、2015 年度中に改訂する。あわせて、公共機関での CIO 補佐官の採用を始めとした、専門人材の募集や登用条件における活用を促す。

5. 立地競争力の更なる強化

企業が活動しやすい国とするためには、エネルギー・環境制約の解消等を通じて産業基盤の強化を図るとともに、日本や都市の競争力を更に高めることが必要である。

第一歩として、2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングで日本が現在の先進国 15 位から 3 位以内に入ること、世界の都市総合力ランキングで東京が現在の 4 位から 3 位以内に入ることを目指し、大胆な事業環境整備を進める。

なお、競争基盤の整備を図るため、公正取引委員会が行う審判制度を廃止する独占禁止法改正法案の早期の成立を目指す。

①「国家戦略特区」の実現

産業の国際競争力の強化等を目的とした総合特区等の従来の特区制度は、地域の発意に基づく制度であり、より一層スピード感をもって強力に、世界の企業が日本に投資したくなるようなビジネス環境を作るためには、国の成長戦略に基づき、内閣総理大臣主導で、民間の力を活用しながら、集中的な取組を行うことが必要である。

このため、地域における取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するための強力な体制を構築して取り組む「国家戦略特区」を創設する。

同特区は、規制改革の実験場として突破口を開くことを目的とする。このため、国の経済成長に大きなインパクトを与えるものであって、国・地方自治体・民間の各主体が対峙するのではなく三者一体となって取り組むプロジェクトを対象

とする。同特区の数は国家戦略として必要な範囲に限定する一方、大胆な規制・制度改革を行い、こうした制度設計に応じた税制措置を検討の上、必要な措置を講じる。

なお、従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。また、成長著しいアジア市場に最も近接する位置にある沖縄について、国家戦略として、特区制度の活用も図りつつ、その振興策を総合的・積極的に推進する。

○「国家戦略特区ワーキンググループ」での検討等

- ・ 地域活性化担当大臣の下、「国家戦略特区ワーキンググループ」において、制度設計や具体的なプロジェクト、規制改革項目の選定等を行い、夏までに方針を固める。
- ・ これを受けて、国、地方及び民間からなる統合推進本部を立ち上げるとともに、速やかに国会において所要の法的措置を講じる。
- ・ 「国家戦略特区」が取り組むべき課題として、例えば、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、特区内における特例措置はもとより、全国で適用される規制・制度改革項目の積極的な活用や重要インフラの整備なども組み合わせ、成長の起爆剤となる世界で一番ビジネスがしやすい環境を作り上げる。
- ・ そのような視点で、現在「国家戦略特区ワーキンググループ」で検討している、優先的に取り組むべき規制・制度改革項目等を例示すれば、以下のとおりである。

① 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し

国際都市形成にあたり、都心居住の環境整備を加速化するため、都市計画決定権限を有する地方自治体のみならず、国が自ら戦略的に都市計画を主導する地域を設け、都心におけるマンション建設に際し、オフィスビルに容積を移転するなど、これまでとは次元の異なる対策を、前述の特区制度設計と併せて速やかに講じる。

② 外国医師による外国人向け医療の充実

外国医師の医療行為として研修目的のみを認めている「臨床修練制度」について、教授・臨床研究目的の追加や期間の延長を認めることなどの見直しを全国的に行うための法案について、医療法等改正法案の一部として今年度中に提出する。

また、併せて、質の担保を確保しつつ、特区における外国人向け医療の充実を図ることを検討する。

③ インターナショナルスクールに関する設置認可条件等の見直し

いわゆるインターナショナルスクールについて、外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、校地・校舎の所有要件の緩和など、国内での設置を困難にしているルールの見直しを強力に推進する。

④ 研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討【再掲】

⑤ 首都圏空港の機能強化と都心アクセスの改善【再掲】

⑥公立学校運営の民間への開放

公立学校で多様な教育を提供する観点から、公立学校運営の民間開放（民間委託方式による学校の公設民営等）が有効な方策となり得ることを踏まえ、少なくとも特区において、こうした民間開放を柔軟に行うことについて、速やかに検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

○特区推進体制の整備

- ・ 内閣総理大臣を長とする「国家戦略特区諮問会議」の設置や国家戦略特区担当大臣の任命など、特区をトップダウンで進めるための政府体制を速やかに確立する。

②公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）

国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。民間の提案を活かし、民間投資を喚起する事業へと PPP/PFI の抜本的な転換を図るため、今後 10 年間ににおける 12 兆円規模の PPP/PFI 活用のためのアクションプランを実行に移す。

○コンセッション方式の対象拡大

- ・ 空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。具体的には、空港においては対象を仙台空港など国管理空港等に拡大することについて、早期かつ着実な実施を目指す。また、上下水道事業への積極的導入や地方道路公社の有料道路事業における活用等を推進する。

○多様な手法の活用

- ・ 収益施設や公的不動産の活用、民間都市開発との連携などにより、民間資金等を最大限に活かして既存施設の更新等の投資を可能とするような手法を積極的に推進する。特に、上部空間の利用等により首都高速道路の老朽化対策を民間都市開発と一体的に行うなど、都市と高速道路の一体的な再生に PPP 事業の活用を推進する。

○（株）民間資金等活用事業推進機構の創設

- ・ （株）民間資金等活用事業推進機構（官民連携インフラファンド）を設立し、利用料金収入により資金回収を行う PFI 事業に対し、国の資金を呼び水として、民間資金の導入を促進し、インフラ投資市場を育

成することにより、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図る。

③空港・港湾など産業インフラの整備

ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するため、首都圏空港や戦略港湾の強化を図る。

○首都圏空港の強化と都心アクセスの改善

- ・今年度末の羽田空港の国際線3万回増枠、来年度中の成田空港の30万回化を着実に実施しつつ、首都圏の各空港の地方路線と海外路線との接続を改善するなどの更なる機能強化を検討するとともに、都心と両空港とのアクセス改善に向けて、既設の鉄道の活用や都心部における大深度地下の利用などによる都心直結線の整備に向けた検討を進める。

○物流ネットワークの強化

- ・国際的に遜色ない物流コストと利便性の実現に向け、港湾における大型船舶への対応力強化、稼働時間延長等のニーズへの対応、港湾・空港への輸送アクセスを向上させる。このため、現状で5割にとどまっている首都圏3環状道路の整備率を今後5年間で8割以上に引き上げるなどの三大都市圏環状道路の整備や、2016年度までに国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルを現状の3バースから12バースにするとともに、2015年度までに港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営を実現、海外トランシップ貨物奪還に向けた広域からの集荷や貨物の需要創出を促進することなどにより物流ネットワークの強化を進める。

④都市の競争力の向上

外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。大都市の国際競争力を高めるため、先行的に「国家戦略特区」を活用して大胆な規制改革等を実施するとともに、大都市全体として取り組むべき外国人の生活機能のサポートやシティセールス等を推進する。

○「国家戦略特区」の活用等による国際都市に向けた環境整備

- ・「国家戦略特区」においては、大都市におけるオフィスや住宅などの多様なニーズに応じて容積率や土地の用途など都市開発に関わる規制について柔軟に対応するとともに、統合推進本部により関係者間の調整を円滑化することにより迅速な対応を促進する。
- ・国際的な企業活動に関わる一定の地域において、海外からの優れた人材が快適に生活できるよう外国人向け医療施設や教育機関の充実な

どの環境整備を促進する。

○都市・住環境の向上

- ・ 透明性・客観性の高い不動産市場を実現するため、各種の不動産情報やその提供体制の整備、国際基準を踏まえた不動産の評価基準の整備（来年度中）等を行うとともに、フロー拡大からストック充実に向けて質の高い多様な住宅ストックの形成を図るため、既存住宅のインスペクション（検査）や長期優良住宅化のための基準等の整備（今年度中）、既存住宅の建物評価に係る指針策定（今年度中）等を行うことにより、居住面の環境整備を促進する。

地方都市においても、街なかへの集約化による都市構造の再構築を行い、人口が減少する中でも住宅・医療・福祉等の機能を街なかに誘導し、都市の活力の維持・向上を図る。

○コンパクトシティの実現

- ・ 本年中に都市再構築戦略を策定し、地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築や市役所、学校跡地等の公的不動産の有効活用の推進など民間主導による「身の丈に合った再整備」、来訪型の都市型産業の立地を促進することにより、都市構造のリノベーションを推進する。
- ・ 空き店舗の流動化を促す新たな仕組み等による投資や起業の喚起、合併市も含む小規模な都市等での取組等を通じ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。

⑤金融・資本市場の活性化

アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を図ること等により、アジア No. 1 の金融・資本市場の構築を目指す。

○金融・資本市場活性化策の検討

- ・ 我が国金融・資本市場の国際競争力を強化するため、金融庁、財務省、民間有識者による金融・資本市場活性化ワーキンググループを設置し、金融特区のフィージビリティも含めた市場活性化策を検討し、本年中に概要を固める。

⑥公的・準公的資金の運用等

公的年金、独立行政法人等が保有する金融資産（公的・準公的資金）の運用等の在り方について検討を行う。

○公的・準公的資金の運用等の在り方

- ・ 公的・準公的資金について、各資金の規模や性格を踏まえ、運用（分散投資の促進等）、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターン向上のための方策等に係る横断的な課題について、有識者会議において検討を進め、本年秋までに提言を得る。

⑦環境・エネルギー制約の克服

東日本大震災以来の電力・エネルギー制約の克服とコスト低減のため、「多様な供給体制とスマートな消費行動を持つエネルギー最先進国」へのアクションプランを確実に実行し、改善の成果を見せていく。年内を目途に新しいエネルギー基本計画を策定し、中長期的なエネルギー政策の軸、方向性を明らかにする。

また、11月の地球温暖化対策の会議（COP19）までに、25%削減目標をゼロベースで見直す。さらに、技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交戦略を組み立てるべく、二国間オフセット・クレジット制度を本格的に導入するとともに、新たな環境エネルギー技術革新計画を「総合科学技術会議」において策定し、研究開発を推進する。

○電力システム改革の断行

- ・ 「電力システムに関する改革方針」に従い電力供給の効率化による電力コストの低減等を図るため、電気事業法改正法案の早期成立を図りつつ、電力システム改革（①広域系統運用の拡大、②電力自由化の推進、③送配電部門の中立性の一層の確保）を着実に進め、遅くとも2020年を目途に改革を完了する。

○安全性が確認された原子力発電の活用

- ・ 原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む。

○高効率火力発電（石炭・LNG）の導入

- ・ 環境省と経済産業省が合意した環境アセスメントの明確化・迅速化を踏まえ、今後、高効率火力発電（石炭・LNG）について、環境に配慮しつつ導入を進めるとともに、技術開発を進めて発電効率の更なる向上を目指す。

○LNG 調達コストの低減

- ・ LNG 調達コストの低減に向け、北米からの LNG 輸入実現に向けた取組を継続するとともに、ロシア・モザンビーク等における日本企業の開発参画を支援し、供給源の多角化を進める。また、本年9月の「第2回 LNG 産消会議」を通じた LNG 消費国間の連携強化等によりバーゲニ

ングパワーを強化する。

○電気料金の抑制

- ・ 料金審査において、将来の効率化努力を先取りした LNG 調達価格を織り込む等厳正な査定を行う。

○石油・LP ガスのサプライチェーンの維持・強化による安定供給確保

- ・ 石油コンビナートにおける設備最適化・高付加価値化、製油所・SS（サービスステーション）等石油・LP ガス供給インフラのリスク対応力強化、産業事故防止、備蓄の機動性向上、地域における石油・LP ガスの安定供給の確保等を促す。

○二国間オフセット・クレジット制度の本格導入

- ・ 本年度から制度の本格的な運用を開始するため、国内での関連制度の整備や国際的な位置付けの確保に向けたロードマップを早急に策定する。また、途上国において、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力に促進するために必要な支援を検討するとともに、関係省庁及び JICA や JBIC 等の関係機関が連携し、プロジェクト形成の促進等を行っていく。

6. 中小企業・小規模事業者の革新

全国 420 万の中小企業・小規模事業者、地域に広がるヒト、モノ、コミュニティといった経営資源は、日本の製造業の復活を支え、付加価値の高いサービス産業の源泉であり、世界に誇るべき産業基盤である。こうした産業基盤の革新が、地域経済を再生させ、我が国の国際競争力を底上げすることにつながる。

このため、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指すこと、中小企業・小規模事業者の成長分野への進出を支援し、2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やすこと、今後 5 年間で新たに 1 万社の海外展開を実現することを目指し、国、地方公共団体に加え、中小企業・小規模事業者を身近に支える土業、中小企業・小規模事業者関係団体、地域金融機関などの支援機関が一体となって、地域のリソースの活用・結集・ブランド化、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進及び国内外のフロンティアへの取組促進を進める。あわせて、現場の中小企業・小規模事業者の目線に立って、「最も分かりやすい」中小企業・小規模事業者向けの施策を目指し、申請書類の更なる削減・簡素化等、支援制度の使い勝手の向上について不断の見直しを行っていく。

※ 本戦略における中小企業に関係する施策においては、本項と同様、中小企業と小規模事業者を対象とした取組を行うこととする。

① 地域の資源の活用・結集・ブランド化

地域にはヒト、モノ、コミュニティといった数多くの資源が利用されな
いまま眠っている。そのため、これまでの地域資源の考え方を地域の様々な経営
資源にまで拡充し、これらを有機的に結び付けるため、地域資源の発掘及びビジ
ネス化するための支援ネットワークの構築や一層のブランド化を図る。

○地域の資源を活用・結集させた起業・創業の促進

- ・ 地域の資源を活用した起業・創業を促進させるため、創業から経営ノウハウに至る支援を全国的にワンストップで実施する。また、支援ポータルサイトを通じた起業家ネットワークの強化、ビジネスコンテストの実施、商店街・中心市街地の機能の充実など、地域の資源を活用した起業・創業の担い手を拡大する。
- ・ 地域資源を活用する創業や地域資源を結集（連携・融合）させた創業について、中小企業地域資源活用促進法の見直しを含め、あらゆる政策資源を投入し、総合的な支援を行う。
- ・ 世界に冠たる産業集積を構築するため、有望な産業クラスター候補地を再定義した上で、地域中核企業を中心とした新たなクラスターを創出し、地域企業群の活性化を進める。

○資金調達の多様化（クラウド・ファンディング等）【再掲】

○「プレミアム地域ブランド」の創出

- ・ 地域資源のうち特に有望なものについては、「プレミアム地域ブランド」として、その発掘から市場開拓まで一貫した支援を強化する。
- ・ 地域団体商標の登録主体を商工会、商工会議所等に拡充し、利用価値の高い地域ブランドの保護を可能にする商標制度の見直しについて今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出する。また、申請を補助する知財専門家の派遣や相談・申請に係る財政支援などにより、地域団体商標に係る負担の低減と申請ノウハウの向上による迅速な権利化を図り、地域団体商標の活用を促進する。
- ・ 地域製品の品質管理の徹底・品質のアピールのため、事業組合等による高水準のJIS規格に準拠した品質基準の独自設定や独自の認証体制の構築等を支援する。このため、高機能JISの実施に向けた検討に着手し、今年度中に結論を得る。JAS規格については、地域製品のブランド化に資するため、JAS法に基づく高水準の規格の利用促進を行う。

○地方産業競争力協議会（仮称）の設置

- ・ 全国各地の地域に根ざした「生の声」を反映していくため、地域ブロックごとに、地域を支える企業の経営者等をメンバーとする「地方産業競争力協議会（仮称）」を設置する。同協議会においては、地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な

産業人材の育成に係る戦略等を定め、本戦略の地域における展開状況と併せて、定期的にフォローアップする。

②中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進

我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指すとともに、経営者の高齢化・後継者難が一層深刻化する中で、経営者の世代交代、親族外への事業承継等による有用な経営資源を移転促進することより、中小企業・小規模事業者の新陳代謝を促進する。

また、地域金融機関が地域経済を担う企業の経営改善や事業再生・事業転換等の支援、新たな産業の振興や成長性のある企業の育成に向け、コンサルティング機能の発揮やリスクマネーの供給に積極的に取り組むよう、地域密着型金融を促進する。

○起業・創業から立ち上がりまでの一貫した資金支援

- ・ 起業、創業から起業家が利益計上までの立ち上がりの時期を乗り越えるため、最も資金繰りが苦しい時期の創業当初の据え置き期間の延長を図るなど創業向け公的金融の強化や、創業向け補助等の支援策について、起業・創業に係る事業計画の策定を重視しつつ強化することにより、起業・創業に対する民間融資を促進する。

○個人保証制度の見直し【再掲】

○事業引継ぎ、事業承継の支援【再掲】

③戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援

中小企業・小規模事業者が、環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙などの成長分野に参入するためには、成長分野における参入障壁を克服するとともに、企業連携のためのマッチングやインターネットの活用を進める。

○成長分野進出に向けた専門的支援体制の構築

- ・ ものづくり産業の強化を図るべく、中小ものづくり高度化法の22技術分野を見直し、医療、環境分野などの成長分野に中小企業・小規模事業者が直接参入しやすくする。また、素材や機械制御技術等の日本の強みを活かし、3次元造形システムの研究開発を国家プロジェクトとして推進する。加えて、国際認証の取得に向けた業界経験者等の長期派遣等を行う。
- ・ 中小企業・小規模事業者と医療機関等との連携を支援する専門家の派遣と育成、薬事相談・申請費用の支援などにより、中小企業・小規模事業者による医療機器開発・審査に係る費用低減と期間短縮を進める。

○大企業・異業種をターゲットにした新分野展開の促進

- ・ 支援ポータルサイト・展示会の活用等により、大企業や異業種企業とのマッチングの場の整備と連携を促進するとともに、支援人材の発掘・育成により新分野展開に重要となる人的ネットワークの構築を図る。

④国際展開する中小企業・小規模事業者の支援

中小企業・小規模事業者の海外展開を更に進めるため、点から線、線から面へと支援を拡大することで、海外展開支援の広がりと深化を図り、今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現する。

○ハンズオン支援体制の拡充・強化

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、企業OB人材を活用し、海外展開を目指す企業をハンズオンで一貫支援する体制を拡充・強化する。また、認定支援機関（金融機関等）への研修を通じ、国内相談窓口を強化するとともに、支援機関が連携し、有望企業を積極的に発掘・支援する。
- ・ 海外向けホームページ・決済・物流をパッケージで支援し、中小企業・小規模事業者の情報を多言語で発信することで、海外企業をターゲットにした新分野展開を促進する。

○海外現地支援プラットフォームの整備

- ・ 現状、8カ国、10拠点に整備中の現地支援プラットフォームの主要拠点（先進国市場、新興国市場、生産拠点）への整備を加速し、法務・労務・知財問題等の専門サービス支援や万一の縮小撤退等のトラブルにも深掘りして対応する。また、中小企業官民合同ミッション等の活用、日本政策金融公庫が行う現地金融機関からの資金調達支援の強化を図る。

<留意事項> 官民ファンドによる公的支援の指針

日本産業再興プランにおいては、国が出資するファンドの活用を想定しているが、国の関与によるモラルハザードを防止する観点から、下記に定める指針に基づいて、当該プランを実施していくものとする。

○官民ファンドによる公的支援の指針

- ①ファンドの新設は、市場経済が機能し難い状況において必要最小限の範囲で行う（補完性の原則）。また、政府の成長戦略の実現、地域経済活性化への貢献、新たな産業・市場を創出する呼び水効果といった政策的意義（外部性の原則）があるものに限定する。

- ②ファンドの存続には期限を設け、個別の投資案件は時間軸を設定し、民間に適切に引き渡すことを前提とする。
- ③ファンドの投資決定は、国が透明性の高い支援基準を設定し、行政機関に所属しない者が主体となり専門的・客観的な見地にに基づき行う。
また、政治・行政による個別案件への介入を遮断すべく、独立・専門的な第三者機関による審査又は監視・牽制の仕組みを導入する。
- ④政策目的によってファンドごとに異なるポートフォリオを考慮し、投資先全体としてのリスクマネジメント・収支管理を行う。
- ⑤ファンド全体の業績評価については、投資対象を通じた日本経済や雇用への影響など政策的意義に留意しつつ、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施する。

二. 戦略市場創造プラン

二. 戦略市場創造プラン

エネルギー制約や健康医療などの社会課題は、今後確実に巨大なグローバル市場を形成。日本はこれら課題の先進国であり、高度な技術力で市場を獲得する潜在力を有するが、

- －規制制度や慣習に縛られていること、
- －ビジネスを展開するインフラが未整備であること、

などにより市場形成に至っていない。世界でも最先端の研究開発でしのぎを削っている分野での取組の遅れは、容易に取り戻すことが困難である。

このため、世界や我が国が直面している社会課題のうち、「日本が国際的に強み」を持ち、「グローバル市場の成長が期待」でき、「一定の戦略分野が見込めるテーマ」として、以下の4テーマを選定し、集中改革期間経過後の「2020年」、中期的な政策展開の観点から「2030年」を時間軸とし、研究開発から規制緩和に至るまで政策資源を一気通貫で集中投入するための「ロードマップ」を策定する。

テーマ1	: 国民の「健康寿命」の延伸
テーマ2	: クリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現
テーマ3	: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
テーマ4	: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

社会像	： 予防から治療、早期在宅復帰に至る適正なケアサイクルの確立		
戦略分野	： 健康増進・予防サービス、生活支援サービス、医薬品・医療機器、高齢者向け住宅等		
市場規模	国内	26兆円(2020年)、37兆円(2030年)	Cf. 16兆円(現在)
	海外	311兆円(2020年)、525兆円(2030年)	Cf. 163兆円
雇用規模		160万人(2020年)、223万人(2030年)	Cf. 73万人

(1) 2030年の在るべき姿

我が国の健康寿命は、世界で最高水準となっている。我が国の医療・介護システムは、国民皆保険制度の下、フリーアクセスを維持しつつ、比較的安価な費用負担で、質の高いサービスを提供し、これに寄与している。

しかしながら、

- ・慢性疾患による受療が多い、疾病の罹患率が高い、要介護率が高いなどの特徴を有する75歳以上の高齢者の増加、
- ・一人暮らし世帯など、家庭内の相互扶助が期待できない高齢者の増加、
- ・医療・介護技術の進歩による、サービス提供水準の高度化、

などにより、国民の需要が増大している。

2030年には、予防サービスの充実等により、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、より質の高い医療・介護を提供することにより、『国民の健康寿命が延伸する社会』を目指すべきである。

このため、「健康・医療戦略」（本年6月14日）も踏まえ、次の3つの社会像の実現を目指す。

- ① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会
- ② 医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会
- ③ 病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

これにより、国民自身が疾病予防や健康維持に努めるとともに、必要な予防サービスを多様な選択肢の中で購入でき、必要な場合には、世界最先端の医療やリハビリが受けられる、適正なケアサイクルが確立された社会を目指す。

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会

I) 社会像と現状の問題点

個人や企業が自ら健康管理や予防に高い意識で取り組むとともに、必要なサービスがどこでも簡単に受けられる社会を目指す。

一方、現状では、次のような要因で予防への動機付けが乏しい。

- i) 個人は、健康なときは、食事管理や運動などの予防・健康管理を継続して行う意識が弱くなる傾向がある。
- ii) 保険者は、健康管理や予防の必要性を認識しつつも、個人に対する動機付けの方策を十分に講じていない。

企業にとっても、本来、社員の健康を維持することは、人材の有効活用や保険料の抑制を通じ、会社の収益にも資するものであるが、こうした問題意識が経営者に浸透しているとは言い難い。

- iii) これらも要因となり、健康管理や予防サービスが産業・市場として成長していない。

特に、公的分野との境界で制度的な不明確さもあり、サービスの提供者が参入にちゅうちょしたり、消費者にとっても安心してサービスを受けにくい状況にある。

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

こうした現状を打開するため、個人・保険者・企業の意識・動機付けを高めることと健康寿命延伸産業の創出を両輪で取り組む。これにより、どこでも簡単にサービスを受けられる仕組みを作り、自己健康管理を進める「セルフメディケーション」等を実現する。

すなわち、意識・動機付けにより潜在市場の拡大を図るとともに、規制・制度の改革・明確化を始めとして、最も効果的・効率的な政策手段を採用することで、健康増進・予防（医療機関からの指示を受けて運動・食事指導を行うサービス、簡易な検査を行うサービスなど）や生活支援（医療と連携した配食サービスを提供する仕組みづくり等）を担う市場・産業を戦略分野として創出・育成する。

○健康寿命延伸産業の育成

- ・ 適正なケアサイクルの確立と、公的保険に依存しない新たな健康寿命延伸産業を育成するための包括的な政策パッケージを策定する。関連規制に関するグレーゾーンの解消、新製品・サービスの品質保証・情報共有の仕組み、リース方式の活用等を通じた市場の創造・リスク補填に取り組む。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講じる。
- ・ また、法制上の措置を待たず、各企業が新たに実施しようとする事業の実施が可能（適法）であることを確認するため、個別に相談を受け付ける体制を直ちに整備するとともに、民間サービスの品質を確保する枠組みを整備するため、「次世代ヘルスケア産業協議会（仮称）」を法制度整備にあわせて設置する。
- ・ 疾病予防効果のエビデンスに基づく適正な運動量や健康な食事の基準を策定する。

○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

- ・ 健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針(告示)を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。
- ・ 糖尿病性腎症患者の人工透析導入を予防する重症化予防事業等の好事例について、来年度内に横展開を開始できるよう、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。
- ・ 特定健診・保健指導の効果に関し、特定保健指導を終了した人と利用していない人とで健康状態や生活習慣の改善状況を比較するとともに、特定保健指導の医療費適正化効果の分析にも着手することにより、当面来年度までの2か年において一定の効果検証の成果を得て、その周知を行い、保険者の保健事業等の取組を促進する。
- ・ 後期高齢者支援金の加算・減算制度については、今年度からの実施状況、関係者の意見に加え、特定保健指導の効果の検証を踏まえ、より良い仕組みを今後検討していく。
- ・ 自治体や企業による市民や社員の健康づくりに関するモデル的な取組を横展開するとともに、健康づくりに向けた幅広い企業連携を主体とした取組である「スマート・ライフ・プロジェクト」の更なる推進などにより、個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図る。
- ・ 薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。

○食の有する健康増進機能の活用

- ・ いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- ・ 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

さらに、健康・疾病データベースなど、世界最先端の研究・分析基盤を確立すること等により、こうした市場・産業の拡大・発展を図る。

○医療・介護情報の電子化の促進

- ・ 医療の質の向上や研究基盤の強化を進めるため、国が保有するレセプト等データの利活用を促進する。このため、民間企業も、行おうとする研究が国の行政機関から費用の助成を受けているものである場合には、レセプト等データの提供を申し出ることができることを含め、データ提供の申出者の範囲について周知徹底する。さらに、幅広い主体による適時の利活用を促すため、データ提供の円滑化や申出者の範囲について検討する。
- ・ 保険者において、ICTを活用してレセプト等データを分析し、加入者の健康づくりの推進や医療費の適正化等に取り組む好事例の全国展開を図る。
- ・ 地域でのカルテ・介護情報の共有により、ICTを活用した在宅を含めた地域医療介護連携の全国普及を図る。
- ・ 医薬品の副作用データベースシステムについて、データ収集の拠点となる病院の拡充や地域連携の推進を図ることにより、利活用できる十分な情報を確保し、医薬品の有効性・安全性評価や健康寿命の延伸につなげる。
- ・ 医療の質を向上させるため、関係学会等が、日々の診療行為、治療結果及びアウトカムデータ（診療行為の効果）を、全国的に各分野ごとに一元的に蓄積・分析・活用する取組を推進する。

○医療情報の利活用推進と番号制度導入

- ・ 地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講じるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

○一般用医薬品のインターネット販売

- ・ 一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。
- ・ ただし、「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、その成分、用法、用量、副作用の発現状況等の観点から、医学・薬学等それぞれの分野の専門家による所要の検討を行う。秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。
- ・ 検討に当たっては、インターネット販売か対面販売かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うものとする。

○ヘルスケアポイントの付与

- ・ 総合特区の枠組みを活用し、地方自治体の国民健康保険や企業の健康保険組合等における ICT システムや健診データ等を活用した健康づくりモデル（予防）の確立のための大規模実証を実施（来年度より）。この取組の中で、ヘルスケアポイント（運動等の健康増進に関する取組・成果に対して付与され、健康・介護サービス施設や地域商店街等で利用するポイント）自体を用いた大規模実証実験を、今後推進する。

② 医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会

I) 社会像と現状の問題点

がん、難病・希少疾病、感染症、認知症等の克服に必要な我が国発の優れた革新的医療技術の核となる医薬品・医療機器・再生医療製品等を世界に先駆けて開発し、素早い承認を経て導入し、同時に世界に輸出することで、日本の革新的医療技術の更なる発展につながる好循環が形成されている社会を目指す。

しかし、現実には、2011年時点で、医薬品・医療機器合わせて約2兆円の輸入超過である。また、2012年12月における再生医療製品の承認状況を見ると、米国9品目、韓国14品目に対して、日本は2品目にとどまっている。

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

こうした現状を打開すべく、優れた医療技術の核となる医薬品・医療機器・再生医療製品等について、日本の強みとなる、ものづくり技術も活かしながら、その実用化を推進し、世界で拡大するマーケットを獲得できる世界最先端の革新的製品を創出する。このため、国家の課題としての、疾病克服のための研究を俯瞰する司令塔機能を創設する。

○医療分野の研究開発の司令塔機能（「日本版 NIH」）の創設

- ・ 革新的な医療技術の実用化を加速するため、医療分野の研究開発の司令塔機能（「日本版 NIH」）を創設する。具体的には、
 - － 司令塔の本部として、内閣に、内閣総理大臣・担当大臣・関係閣僚からなる推進本部を設置する。
政治の強力なリーダーシップにより、①医療分野の研究開発に関する総合戦略を策定し、重点化すべき研究分野とその目標を決定するとともに、②同戦略の実施のために必要な、各省に計上されている医療分野の研究開発関連予算を一元化（調整費など）することにより、司令塔機能の発揮に必要な予算を確保し、戦略的・重点的な予算配分を行う。
 - － 一元的な研究管理の実務を担う独立行政法人を創設する。
総合戦略に基づき、個別の研究テーマの選定、研究の進捗管理、事後評価など、国として戦略的に行うべき実用化のための研究を基礎段階から一貫通貫で管理することとし、そのため、プロ

グラムディレクター、プログラムオフィサー等を活用しつつ、実務レベルの中核機能を果たす独立行政法人を設置する。

- 研究を臨床につなげるため、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みを構築する。

臨床研究中核病院及び早期・探索的臨床試験拠点において、企業の要求水準を満たすような国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施されるよう、所要の措置を講じる。

臨床研究・治験の実施状況（対象疾患、実施内容、進捗状況等）を適切に把握するため、知的財産の保護等に十分に留意しつつ、こうした状況を網羅的に俯瞰できるデータベースを構築する。民間資金も積極的に活用し、臨床研究・治験機能を高める。

等の措置を講じる。

- ・ これらに基づき、本年8月末までに推進本部を設置するほか、詳細な制度設計に取り組み、その結果を概算要求等に反映させるとともに、所要の法案を次期通常国会に提出し、早期に新独法を設立することを目指す。

（注）独立行政法人の設置は、スクラップアンドビルド原則に基づき行うこととし、公的部門の肥大化は行わない。

さらに、革新的な製品を世界に先駆けて実用化し、世界初承認とするため、審査の迅速化と質の向上を実現する体制整備を進める等、研究開発から実用化につなげる体制整備を進める。加えて、医療関連産業の国際競争力を抜本的に向上させる。このため、国際競争を意識した、規制・制度改革、研究開発及び海外展開支援を集中的に講じる。

○先進医療の大幅拡大

- ・ 保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度（仮称）」（先進医療ハイウェイ構想）を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。このため、秋を目途にまず抗がん剤から開始する。

○医薬品・医療機器開発、再生医療研究を加速させる規制・制度改革

- ・ 薬事法等改正法案（医療機器の民間の第三者機関による認証の拡大、再生医療等製品の条件・期限付での早期承認制度の創設等）、再生医療等安全性確保法案（再生医療等を提供する際の計画の提出、細胞培養加工の医療機関から企業への委託を可能とする制度の創設等）について、早期の成立を目指す。
- ・ 審査当局である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）や国立医薬品食品衛生研究所と大学等との人材交流を促進し、各種ガイドラインの策定により、再生医療製品、医療機器を含め革新的な製品の開

- 発・評価方法を確立する。
- 大学等の基礎的研究成果を革新的医薬品として実用化に導くため、医薬基盤研究所に設置した創薬支援戦略室が本部機能を担い、理化学研究所、産業技術総合研究所等の連携による創薬支援ネットワークを「日本版 NIH」の創設に先行して構築し、新薬創出に向けた研究開発を支援する。
 - 産官学が一体となって、再生医療に用いる細胞等を培養加工又は製造する際の品質管理等の基準を新たに作成するとともに、投与されたヒト幹細胞等を長期間保管する体制整備を行うなど、再生医療の実用化を促進するための環境の整備を図る。
 - 中小企業等の有する高度なものづくり技術を活かした医工連携により、医療現場のニーズ・課題解決を図るため、産学官と医療機関との連携による健康・医療戦略クラスターについて、「日本版 NIH」の創設に先行して構築を促進することにより、医療機器開発・実用化の推進と支援体制の整備を行う。
 - 「再生医療実現化ハイウェイ構想」等に基づき、研究開発から実用化までの一貫した支援体制を構築することにより、ヒト幹細胞を用いた研究について、薬事戦略相談を活用しつつ、質の高い臨床研究・治験への迅速な導出を図る。
 - 「日本版 NIH」の創設に向けた検討とも整合した形で、臨床研究中核病院等を中核的な医療機関として医療法に位置付ける他、必要に応じて所要の措置を講じ、高度な専門家と十分な体制を有する中央治験審査委員会及び中央倫理審査委員会の整備、ARO（多施設共同研究を始めとする臨床研究・治験を実施・支援する機関）構築により、ニーズを踏まえた、高度かつ専門的な臨床研究や治験の実施体制を整備する。
 - 「総合科学技術会議」の関与により 2008 年度から 2012 年度まで取り組み、企業出身者等を活用した早期からの薬事相談や研究資金の柔軟な運用を目指した先端医療開発特区（「スーパー特区」）の成果を踏まえ、PMDA が実施する薬事戦略相談を拡充するとともに、規制改革による研究開発の実用化、事業化が促進される制度（ポスト「スーパー特区」（仮称））を構築する。
 - 有用な医療機器・再生医療製品を迅速かつ安全に国民に提供するため、関係学会等との連携により、長期に安全性を確認するシステム構築等の市販後情報収集体制の強化を図る。
 - 医薬品、医療機器やそれらを組み合わせた新規医療材料の評価において、臨床的に有用性の高い革新的なイノベーションがより適切に反映されるよう、さらに検討を進め、来年度診療報酬改定において検討し、結論を得る。

○革新的な研究開発の推進

- ・ 革新的な医薬品・医療機器の研究開発、再生医療等の先端医療研究を推進するとともに、人材育成や革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の安全性と有効性の評価法の確立に資する研究の充実、スーパーコンピュータを活用したシミュレーション手法による医療、創薬プロセスの高度化及びその製薬会社等による利用の促進等の基盤強化を図る。
- ・ 再生医療の実用化やバイオ医薬品の効率的な開発、個別化医療等の推進とともに、生活習慣病を非侵襲で早期発見するシステムやがん、脳血管疾患、心臓病等を低侵襲で早期診断・治療する装置、小型で患者に対するストレスの少ない手術支援ロボット、ニューロリハビリ（脳神経の機能改善・回復）など身体機能再生等の最先端医療技術の研究開発・実証を、治験、承認まで一気通貫で2020年までに推進する。
- ・ iPS細胞等の再生医療の研究と実用化推進のための研究を集中的かつ継続的に推進する。

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の強化

- ・ 世界に先駆けて革新的医薬品・医療機器、再生医療製品の実用化を促進するため、市販後の製品の品質確保や安全対策にも留意しつつ、更なる審査の迅速化と質の向上を図る。具体的には、2020年までの医薬品・医療機器の審査ラグ（※）「0」の実現を目指すとともに、審査の質の向上等に必要な体制強化を行う。
※ ラグとは、米国と日本の審査期間（申請から承認までの期間）の差である審査ラグと、企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差で示される開発ラグに大別される。
- ・ 開発初期からの明確なロードマップ相談が実施できるよう、薬事戦略相談を拡充する。
- ・ 併せて、PMDA-WEST 構想への対応として、先行して関西地区でも薬事戦略相談を実施する体制を秋までに整備し、その後速やかに製造所の製造管理・品質管理に係る実地調査を実施する体制を整備する。

○難病患者等の全国規模のデータベースの構築

- ・ 治療法がなく患者数が少ない難病及び小児慢性特定疾患について、全国規模の患者データベースを構築し、治療法の開発・実用化を目指す研究を推進する。

○医療の国際展開

- ・ 一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）を活用し、官民一体となって、日本の医療技術・サービスの国際展開を推進する。新興国を中心に日本の医療拠点について2020年までに10か所程度創設し、2030年までに5兆円の市場獲得を目指す。その際、国際保健外

交戦略との連携、ODA、政策金融等の活用も図り、真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を産業界とともに実現する。

- ・ その実現に向け、上記の取組とともに、日本の良質な医療を普及する観点から、①相手国の実情に適した医療機器・医薬品、インフラ等の輸出等の促進、②外国人が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策も着実に推進する。
- ・ 財務状況の健全性など一定の要件を満たす医療法人が、現地法人に出資可能であることを明確化する。
- ・ 日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、開発途上国向けの医薬品研究開発と供給支援を官民連携で促進する。

③ 病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

I) 社会像と現状の問題点

自宅にいても円滑に必要な医療・介護サービスが利用でき、リハビリ等によって施設から早期に社会復帰できるケアサイクルの構築を目指す。特に、高齢者の増加に伴い、こうした復帰支援、在宅支援への潜在的な需要は更に高まる。

しかし、現状では、

- i) 特に単身の高齢者が安心して必要な医療・介護サービスを受けながら生活できる環境整備が不十分である、
 - ii) 現在の介護支援機器は、潜在ニーズはあるものの、高価・大型で使いにくい等の理由により普及が進まない、
- といった課題があり、社会のニーズに応えられていない状態にある。

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

健康増進・予防や生活支援に関する市場・産業を創出する（前述）ことに加え、医療・介護提供体制の強化、高齢者向け住宅の整備等に取り組み、良質な医療やリハビリサービスへのアクセス、介護ロボット産業の活性化を実現し、高齢者、障害者等が、地域で安心して暮らせるようにする。

○健康寿命延伸産業の育成【再掲】

○医療・介護情報の電子化の促進【再掲】

○医療・介護サービスの高度化

- ・ 質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

○生活支援サービス・住まいの提供体制の強化

- ・ 高齢者生活関連産業等を活性化し、地域で暮らせる社会を実現するため、自助・互助の考え方に基づく、高齢者自身やNPO、ボランティア、社会福祉法人、民間企業等による多様な生活支援サービスを充実する。
- ・ 中低所得層の高齢者が地域において安心して暮らせるようにするため、空家や学校跡地などの有効活用による新たな住まいの確保を図る。

○安心して歩いて暮らせるまちづくり

- ・ 安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した歩いて暮らせるまちづくり「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業を創出するため、以下の取組を行う。
 - ① 民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等（来年度中）
 - ② 高齢者向け住宅や生活拠点の集約化、ICTを活用した見守り等を推進するとともに、公民のストックを活用するため、既存住宅の建物評価に係る指針策定（今年度中）、既存住宅・リフォームの性能評価基準等の策定（今年度中）等による住宅価値向上や事業者間連携の強化、住み替えの円滑化等の支援
 - ③ コンパクトシティの実現及び移動機会の増大を図るため、地域の関係者間の役割分担と合意の下で公共交通の充実を図る仕組みの構築（今年度中に結論）及び高齢化社会に適応した公共交通を補完する取組の実施

○都市部での高齢化対策としての地域包括ケアシステムの構築

- ・ 都市部での急速な高齢化の進展に対して、住まい、生活支援、介護などのサービス提供確保方策（民間企業や互助の活用、在宅・施設サービス整備の課題等）、地方での都市部高齢者の受入れ時の課題と対応策等について、有識者と自治体関係者で構成する検討会で検討を進め、本年秋を目途に取りまとめる。

○ロボット介護機器開発5ヵ年計画の実施等

- ・ 急速な普及拡大に向けて、移乗介助、見守り支援等、安価で利便性の高いロボット介護機器の開発をコンテスト方式で進めること等を内容とする「ロボット介護機器開発5ヵ年計画」を今年度より開始する。
- ・ また、研究開発に先立ち、開発された機器の実用化を確実にするため、安全基準及びそれに基づく認証制度を今後1年以内に整備する。
- ・ ロボット技術を利用した機器が、障害者の自立や生活支援に活かされるよう、企業が行う開発を更に促進するためのシーズ・ニーズマッチング等を行う。

テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

社会像：多様・双方向・ネットワーク化によるクリーン・低廉なエネルギー社会を構築

戦略分野：再生可能エネルギー、高効率火力発電、蓄電池、次世代デバイス・部素材、エネルギーマネジメントシステム、次世代自動車、燃料電池、省エネ家電、省エネ住宅・建築物等の省エネ技術関連製品・サービス

市場規模： 国内 10兆円(2020年)、11兆円(2030年) Cf. 4兆円(現在)
海外 108兆円(2020年)、160兆円(2030年) Cf. 40兆円

雇用規模： 168万人(2020年)、210万人(2030年) Cf. 55万人

(1) 2030年の在るべき姿

アジアを始めとする新興国での需要の増大、シェールガス革命を経た供給構造の変化、世界及び各地で高まる環境負荷など、変わりゆくエネルギー情勢の中で、低廉な価格で必要なときに必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる社会を実現する。また、時間・場所の制限を越え、エネルギー需給の無駄を省き、エネルギーを余すことなく徹底的に活用することにより、環境負荷を減らし、日本全体で最適なエネルギー利用を実現する。

次の3つの社会像を実現したエネルギー最先進国を目指す。

- ① クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会
- ② 競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会
- ③ エネルギーを賢く消費する社会

このため、今後取り組むエネルギー構造改革の中で、新たに生まれる技術や事業の芽を着実に育て、大きく発展させることにより、確実に果実を生み、成長を支える環境・エネルギー産業を創造するとともに、多様・双方向・ネットワーク化によるクリーン・低廉なエネルギー社会の構築を目指す。

また、深刻化する地球環境問題の解決にも積極的に貢献していくため、我が国の優れた環境・エネルギー技術の展開を通じて、新興国を始め、世界全体で急速に拡大する環境・エネルギー関連市場を獲得していく。

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会

I) 社会像と現状の問題点

エネルギー源の供給途絶や価格の乱高下等、予期せぬエネルギー情勢の変化があつたとしても、国民や企業が、いつもと変わらず、低廉な価格で必要なときに必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる「エネルギーが身近で使いやすい環境」を目指す。

一方、東日本大震災以降、老朽火力のたき増し等により、火力発電の燃料コストが大幅に増加している。また、固定価格買取制度により、再生可能エネルギーの導入は進みつつあるが、依然、その水準は低い。メタンハイドレートなど未来を担うエネルギーについても乗り越えるべき壁が存在し、実用化には相当の時間が必要である。

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

こうした状況を打開するため、陸上及び洋上風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの徹底活用を図る。まずは、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用に加え、環境アセスメントの迅速化や保安規制の合理化を始めとした規制・制度改革、送電網の整備・実証等の環境整備により、民間投資を喚起する。さらに、再生可能エネルギー投資が日本経済のコストではなく、強みとなるよう、日本が得意とする分野の一層の強化を図る。

○再生可能エネルギー導入のための規制・制度改革等

- ・ 環境アセスメントの迅速化（3、4年程度かかるとされる手続期間の半減を目指す）及び保安規制の合理化を始めとした規制・制度改革を進めるとともに、系統用大型蓄電池の緊急導入や北本連系設備の早期増強を後押しするための環境整備、送電網の整備・実証により、風力発電の導入拡大を図る。
- ・ 地熱発電への投資を促進する。環境アセスメントの迅速化（3、4年程度かかるとされる手続期間の半減を目指す）や、既存の温泉井戸を活用した小型地熱発電の推進のための保安規制合理化などの規制・制度改革、地域の方々の理解促進等に取り組む。
- ・ 地域主導の再生可能エネルギーの導入を、民間資金も呼び込みつつ促進する。

○浮体式洋上風力発電の推進

- ・ 浮体式洋上風力発電について2015年度までに、実証試験を通じて、技術的課題の克服と安全性・信頼性・経済性の評価、環境アセスメント手法の確立等を達成する。あわせて、国際標準化を進め、2018年頃までの商業化を目指す。

また、高効率火力発電を徹底活用し、エネルギーコストを低減させる。火力電源の新增設・リプレースを原則入札にして効率性・透明性を高めるとともに、環境アセスメントの明確化・迅速化を図り、民間企業が高効率な火力発電（石炭・LNG）に円滑に投資できる環境を整備する。同時に、先進技術開発を加速し、世界最高水準の効率を有する火力発電を我が国で率先して導入するとともに、世界へ積極的に展開する。

○石炭火力等の火力発電に係る環境アセスメントの明確化・迅速化

- ・ 環境アセスメントに関する新たな取組を進めるに当たり、今後作成する国の温室効果ガス排出削減目標と統合的な形で、電力業界全体でCO₂排出を管理する枠組みの構築を促す。CO₂の取扱いについては、当該枠組みに参加し排出削減に取り組んでいるか、またしゅん工に至るスケジュール等も勘案しながら、アセスメント中の最新発電技術等の採用の可能性を検討した上で、既に商用プラントとして運転中の最新鋭の技術以上を採用しているか等の観点により適切に審査を行う。
- ・ 従来3年程度かかる火力発電所のリプレースについて、国の審査と自治体の審査を同時並行で行う等により、最短1年強に短縮する。新増設についても、短縮に取り組む。

○火力発電の技術開発支援

- ・ 先進超々臨界圧火力発電（A-USC）について2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度）。
- ・ 1500度級の石炭ガス化複合発電（IGCC）について、2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度）。
- ・ 石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）について、2025年までに技術を確立し、2030年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後55%程度）。
- ・ LNG火力について、2020年頃までに1700度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状52%程度→改善後57%程度）。

さらに、未来を担うエネルギー技術の開発を進める。

○メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等

- ・ 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用できるように支援する。2018年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。その際、2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。また、再生可能エネルギーや次世代自動車などに不可欠なレアメタル、レアアース等を含む海底熱水鉱床等の海洋資源についても官民連携の下、探査・生産技術開発等を推進する。なお、海洋だけでなく、いわゆる「都市鉱山」におけるレアメタル等の資源再利用についても推進する。

② 競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会

I) 社会像と現状の問題点

携帯電話のように、利用者がエネルギー提供会社を自由に選び、多様なプラ

ンの中から自分のニーズにあった選択ができる環境を目指す。また、広域系統運用、無駄を徹底排除するデバイス・部素材や蓄電池の普及により、時間・場所の制限を超えた効率的なエネルギー流通を達成し、日本全体で最適なエネルギー利用が可能となる社会を目指す。

一方、東日本大震災で明らかになったように、現状では、全国大で電力の需給調整を行う機能の不足や、東西の周波数変換設備（FC）、地域間連系線の容量の制約等により、供給力の広域的な活用に限界がある。また、多様な料金メニューなど、十分な選択肢が用意されておらず、ライフスタイルに合わせた利用・節電ができない、契約中の電力会社に不満があってもそれに代わる電力会社がない、といった状況にある。

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、送配電部門の中立性の一層の確保を3つの柱として、60年ぶりの抜本改革となる電力システム改革を進める。

これにより、需要家も含めた多様なプレーヤーの参加や競争、業種間の融合（電力、ガス、通信等）・連携等が促され、電力産業・市場が活性化するとともに、多様で柔軟、かつ安定的な電力システムの構築が進展する。

この過程で、約16兆円の電力市場及び関連分野で新たな産業や雇用が生まれるとともに、家庭等における効率的なマネジメントシステムやスマートコミュニティが普及し、ニーズに応じたきめ細やかなサービスが多様に創出されると期待される。

○電力システム改革の実行

- ・第1段階 広域的運営推進機関の創設
2015年（2年後）目途に実施 本年通常国会に法案提出
- ・第2段階 小売（参入）全面自由化
2016年（3年後）目途に実施 次期通常国会に法案提出
- ・第3段階 送配電部門の法的分離、小売料金規制撤廃
2018~2020年（5~7年後）目途に実施 2015年通常国会に法案提出を目指す。

また、余剰電力を蓄えて夜間や停電時にも利用することが可能となるよう、蓄電池の普及を図る。さらに、次世代デバイス・部素材の開発を進め、生産から流通、消費の至る所に組み込んで製品・システムを高効率化することにより、エネルギーを効率的に利用する。

○蓄電池の技術開発、国際標準化、普及拡大

- ・国内初期市場形成支援、実証事業、技術開発、国際標準化等を通じ、2020年に世界市場の5割を我が国関連企業が獲得することを目指す。

また、系統用蓄電池について、2020年にコストを現在の半分程度（現在の揚水発電と同じ2.3万円/kWh程度）まで低減する。

○次世代デバイス・部素材（パワーエレクトロニクス等）研究開発・事業化

- ・ パワーエレクトロニクス（電気の周波数や電圧、交流・直流の変換などを高効率に行う技術）や超低消費電力デバイス、光通信技術、超軽量・高強度の構造材料等の研究開発及び事業化を推進し、新市場を創出する。
- ・ 特に、風力発電やメガソーラー等の再生可能エネルギーの発電効率向上や、省エネ家電・次世代自動車等の一層の省エネ化のためのキーテクノロジーであるパワーエレクトロニクスについては、2020年までに新材料等による次世代技術の本格的な事業化を目指す。

③ エネルギーを賢く消費する社会

I) 社会像と現状の問題点

i) 機器のエネルギー消費効率を飛躍的に高め使用方法を改善するとともに、そのネットワーク化を通じて、エネルギー消費が無駄なく最適化される、ii) 次世代自動車等が普及し、運輸部門の省エネが進む、iii) 家庭用燃料電池（エネファーム）を始めとするコージェネレーションが普及し、エネルギーを余すことなく消費することが可能となる、iv) 住宅・ビルは、高い断熱性能を有し、自ら使うエネルギーを管理し、自ら生み出せる「エネルギーを賢く消費する環境」を整備し、先進的な需給構造を作っていく。

一方、東日本大震災直後の需給ひっ迫時においては、生活水準や工場の生産効率にも影響を与える計画停電や電力使用制限令、一律の節電要請などに頼らざるを得なかった。次世代自動車は、技術開発やインフラ整備の途上であり、普及には更なる時間が必要である。

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

これまでは、需要を所与のものとして、供給を安定的に行うことに主眼があった。今後は消費者がエネルギー需給とその管理に主体的に参画・貢献する「エネルギーマネジメント」により、賢い消費を実現する。エネルギーマネジメントシステムを中心とする様々なエネルギー・生活サービス、ダイヤモンドリスponsを活用したネガワット取引などについて、インフラ整備と規制・制度改革を集中的に進め、普及を加速する。

○スマートコミュニティの拡大、エネルギーマネジメント産業の確立

- ・ 豊田市や北九州市などのスマートコミュニティ4地域におけるダイヤモンドリスponsの実証や電力システム改革を通じて、多様な電気料

金メニューの設定・拡充を促進する。

- ・ インフラとなるスマートメーターの整備を進め、2020年代早期に全世帯・全工場にスマートメーターを導入する。並行して、エネルギーマネジメントシステム（HEMS、BEMS等）の導入を進め、日本全体でエネルギーを賢く消費する環境を整備することにより、エネルギー消費の最適化を目指す。

また、近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降2.5倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。そのため、燃料電池の導入や住宅・ビルの省エネ基準の段階的適合義務化、既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。また、生活の質を向上させつつエネルギー消費量を削減するライフスタイルの普及を進める。

○住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化

- ・ 規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。
- ・ 具体的には、省エネルギー対策の一層の普及や住宅・建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。

○トップランナー制度の適用拡充

- ・ 建築材料についても今年度中にトップランナー制度を導入する。既存のトップランナー制度においても、夏までにLED電球を追加する。

○燃料電池技術開発・低コスト化

- ・ 世界に先駆けて我が国の市場に燃料電池を加速的に導入するために、先端的な研究開発を推進するとともに、徹底的な標準化も進めながら低コスト化を図り、2030年には家庭用燃料電池（エネファーム）530万台（日本全世帯の約1割に相当）を市場に導入する。

さらに、産業部門や運輸部門において、革新的な技術開発と省エネ基準の整備などにより、一層の省エネ化を進める。次世代自動車については、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、初期需要の創出、性能向上のための研究開発支援、効率的なインフラ整備等を進める。

○次世代自動車の普及・性能向上支援

- ・ 充電インフラの整備を促すことに加えて、量産効果創出と価格低減促進のための車両購入補助や、航続距離延長や低コスト化のための研究開発支援などを行う。

○電池・充電制御等の国際標準化

- ・ スマートグリッドと連携して、電池・充電制御等の国際標準化を進める。

○水素供給インフラ導入支援、燃料電池自動車・水素インフラに係る規制の見直し

- ・ 2015年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、燃料電池自動車や水素インフラに係る規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援することにより、世界最速の普及を目指す。

テーマ3：安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

社会像	：最先端の技術を活かして、インテリジェント・インフラを実現		
戦略分野	：インフラマネジメント、車両安全運転支援システム、宇宙インフラ整備		
市場規模	国内	16兆円(2020年)、33兆円(2030年)	Cf. 2兆円(現在)
	海外	167兆円(2020年)、374兆円(2030年)	Cf. 56兆円
雇用規模		75万人(2020年)、190万人(2030年)	Cf. 6万人

(1) 2030年の在るべき姿

インフラを、経済社会活動の礎となる機能を発揮する社会的な資産と捉え、最先端の技術と蓄積したデータを賢く利用することにより、財政規律に資するコスト縮減を図りつつ、その機能が恒常的に発揮され、時代の変化に対応して安全性・利便性が向上していく環境を実現する。

その中で、世界最先端の技術力を有するセンサーやロボットなどのデバイス・システム技術や宇宙インフラによる測位・観測技術、データ管理・活用技術などが駆使され、世界共通の課題であるインフラ老朽化問題対策のフロントランナーの地位を築く。

このため、次の2つの社会像の実現を目指す。

- ① 安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会
- ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会

これにより、世界に先駆けて次世代のインフラを社会実装できる環境が整えられ、世界中から技術や投資が集まることにより、国内でのインフラ環境の改善及び日本のインフラビジネスの競争力強化の好循環を実現させる。

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会

I) 社会像と現状の問題点

センサーやロボット、非破壊検査技術等の活用により、生活インフラ、公共インフラ、産業インフラといった様々なインフラの損傷度等をデータとして把握・蓄積・活用することにより、早期の異常検知により事故を未然に防ぎ、最適な時期に最小限のコストによる補修によってトータルライフサイクルコストが最小化されている社会を実現する。

しかし、現実には、データを把握するためのセンサーの導入が試行的に始まったばかりであり、データの蓄積が進んでいない。新技術の安全性・信頼性・経済性も確立しておらず、点検・補修の大宗は人によって行われている状況にある。また、交通情報等公共データのオープン化やビッグデータ化、衛星開発・整備による地理空間情報（G空間情報）の充実も課題である。

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

こうした現状を打開すべく、インフラデータを把握・蓄積・活用すること及び信頼性・経済性の高い点検・補修技術の採用をインフラ管理の標準とする。このため、国が主導しながら自治体や民間を巻き込みつつ、インフラ管理の在り方・方向性、将来に向けたロードマップなどを内容とするインフラ長寿命化基本計画を新たに策定した上で、例えば、異なる施設管理者間の工事調整が容易となるような、インフラに関するデータベースの構築やデータの横断的な共有化のためのプラットフォームの構築等により計画の着実な推進を図る。

○インフラ長寿命化基本計画の策定

- ・ 秋頃までに、国としてのインフラ長寿命化基本計画（基本方針）を取りまとめる。数値目標・ロードマップを明確化し、新たな技術の活用などにより、インフラの安全性の向上とライフサイクルコスト縮減を目指す。
- ・ また、基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。
- ・ その際、研究開発、実証、導入など開発段階に対応した新技術導入等の計画を明記するとともに、国の体制整備等による自治体の支援を行うこととする。

さらに、新たなインフラビジネスを支え、向上させる新技術とデータ管理手法の開発、その社会実装を進めるための基準、調達システム等の制度改革を進める。

○IT 等を活用したインフラ点検・診断システムの構築

- ・今年度内に優先施設への集中点検の実施、インフラ情報のデータベース化を推進し、来年度からインフラ維持管理・更新情報プラットフォームの一部運用開始、2015 年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用する。
- ・センサーやロボット、非破壊検査技術等による点検・補修の信頼性・経済性が実証できたところから、順次、これらの新技术を導入する（点検等の基準の見直し、政府調達等への反映等）。
- ・整備の推進により、人の手だけに頼るのではなく、インフラ情報や交通データ等の情報を地理空間情報（G 空間情報）として統合運用することによるモニタリング技術の高度化、ロボットによる点検・補修技術の開発等により、効率的・効果的なインフラ維持管理・更新を実現する。
- ・民間の技術・ノウハウの導入のため、PPP/PFI の活用を推進する。
- ・海外における実証事業、海外のインフラへの技術適用の拡大を目指す。

○新素材の開発

- ・来年度から、関係省庁が連携し、自己修復材料等のインフラ長寿命化に貢献する新材料の研究開発を推進する。
- ・現場での試行等により、信頼性・経済性が実証できた新素材については、順次、インフラへの導入促進を図る。

○宇宙インフラの整備・活用

- ・民間資金も活用し（PPP/PFI）、2010 年代後半を目処に、準天頂衛星システム 4 機体制を構築するとともに、地理空間情報（G 空間情報）の利用を推進する。
- ・アジア諸国等と連携しつつ、防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機を一体的に整備・運用する必要がある、その際、現在開発中の衛星の有効活用も含め、実際のユーザーニーズや費用対効果等を踏まえ検討する。また、ASEAN 諸国への提供や域内統合運用を進めることで、測位情報や衛星画像データの域内標準を獲得し、我が国の IT を活用したインフラシステムの国際展開につなげる。

○IT を活用した安全・便利な生活環境実現【再掲】

② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会

1) 社会像と現状の問題点

交通事故・渋滞が劇的に減少し、距離や時間を意識させないコスト・スピードで物流サービスが提供される社会の実現を目指す。さらに、究極的には交通

事故のない社会の達成を目指す。

しかし、高齢者の反応速度等の身体・認知機能の低下を補完する技術等を確立する必要があるが、事態を打開する新技術の多くは研究段階にとどまり、社会実装が進んでいない。

また、個人や企業の経済活動はアジア地域を中心に急速に拡大しているが、物流サービスの改善が追いついておらず、物流に関するシステムのシームレス化などを進める必要がある。

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策

こうした事態を打開するため、車車間通信、路車間通信等を用いた安全運転支援装置・安全運転支援システム及び自動走行システム、渋滞予測システム、物流システムの構築によるヒト・モノの安全・快適な移動の実現を国家プロジェクトとして進める。そのために、推進体制を構築し、官民でロードマップを共有し、研究開発と実証、これを可能とする制度整備を集中的に進める。

○安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備

- ・安全・快適にヒト・モノの移動ができる社会像を実現するため、数値目標やロードマップを明確化した上で、関係省庁の連携による研究開発、政府主導の実証計画の策定・実施、内外事業者によるアライアンス形成からなる運転支援システム高度化計画を策定する。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講じる。このため、直ちに政府の推進体制を確立し、関係省庁が連携し取り組む。

○車両関連ビッグデータによる情報サービス環境の整備

- ・渋滞抑制や安全性向上等に有効な官民の様々な情報の統合活用を図るため、公的機関の所有するデータ（道路交通情報等）のオープン化と民間の所有する一般の車両から収集した位置情報やGPSデータ等との統合によるビッグデータ化を進め、さらに、民間も活用可能な環境を整備する。
- ・リアルタイムな渋滞情報の提供のみならず、天候、道路工事情報、物流量、過去の渋滞情報等を用いて、アクティブに渋滞を予測するシステムを確立し、普及する。

さらに、我が国の貿易関連手続等の迅速化・港湾の利用時間の延長を図るとともに、アジア諸国等との物流情報システムの相互連携を進め、荷物情報のタイムリーな把握を可能とすることで、効率的で円滑な物流を実現する。

○物流システムの高度化

- ・アジア諸国において、我が国の総合的物流情報プラットフォームシステムであるNACCSの導入を目指す。国内においては、本年10月までにまずは各種電子手続をNACCSに統合する等、貿易関連手続等の迅速

化、ペーパーレス化を促進する。あわせて、必要に応じ港湾の利用時間の延長（港湾のゲートオープン・税関の24時間化等）を推進する。

- ・ 各国の物流情報システムの相互連携を進め、荷物がどこを移動しているかをタイムリーに把握し、例えば、船からトラック・鉄道への物流モードの引き渡しをスムーズにすることなどにより、物流全体の効率化を進める。

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

社会像：世界を惹きつける地域資源ブランドを成長の糧とする誇り高い地域社会
戦略分野：農林水産物・食品、6次産業、コンテンツ・文化等の日本ブランド
市場規模：【農業】（国内）農業・食料関連産業生産額 100兆円⇒120兆円（2020年）
うち、6次産業の市場規模 1兆円⇒10兆円（2020年）
（海外）世界の食市場規模（※） 340兆円⇒680兆円（2020年）

※AT カーニー社推計

【観光】訪日外国人の我が国国内での旅行消費額

1.3兆円（2010年）⇒4.7兆円（2030年）

雇用規模：【農業】新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大

【観光】訪日外国人の旅行消費がもたらす雇用効果

25万人（2010年）⇒83万人（2030年）

(1) 2030年の在るべき姿

日本各地には世界を惹きつける高品質な農林水産物や観光資源などの魅力的な地域資源が豊富に存在し、「日本ブランド」ともいえるべき価値が存在している。こうした地域の資源を活用し、世界の消費者や企業を惹きつけることで、自律的・持続的に稼ぎ、豊かに発展していく地域社会を成り立たせる。

このため、次の2つの社会像の実現を目指す。

- ① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会
- ② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

I) 社会像と現状の問題点

消費者志向のマーケットインの発想と地域の特性を活かした農林水産業とのマッチングにより、日本の優れた農林水産物・食品が世界中に輸出され、地域の農林水産物・食品が世界市場に広く行きわたるようにする。多面的機能を適切かつ十分に発揮しつつ、農林水産業が成長産業となり、若者・高齢者・企業

等様々な主体と農林水産業のコラボレーションが進み、イノベーションの創出拠点となる活発な農山漁村社会の実現を目指す。

このような農林水産業の成長産業化は、我が国の経済再生を支える分野であるが、現状を見れば、日本の農業は、生産者の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的な問題を抱えている。これらの課題を解決するためにも、強みを引き上げ、弱みを克服する非連続的な施策を導入し、農業の構造改革を進める必要がある。また、日本は、優良な農地や豊富な森林・海洋資源に恵まれ、安全・安心かつ高品質の農林水産物を生産する技術を有しており、多様性に富む農林水産物が豊かな食文化を形成しているなど、多くの面で比較優位にあるものの、産業として捉えた場合、本来有する国際競争力を活かしきれていない。

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

農林水産業の競争力を強化する観点から、生産現場の強化や需要面の取組、それらをつなぐ6次産業化等を一体的に進めるとともに、経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設の検討を行う。農林水産業を成長産業とし、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す。その着実な推進のため、官邸に設置した「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の政策の方向性を「農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）」として、できるだけ早期に取りまとめる。

具体的には、まず、農地を最大限効率的に活用できるようにするなど、生産現場を強化する。担い手への農地集積・集約や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用、生産コストの削減を目指す。今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを目標とする。

このため、以下の取組について、本年秋までに具体的スキームを固め、速やかに法制度・予算措置を含む必要な措置を講ずる。その際、農業界と経済界の連携や民間活力の活用に十分留意し、信託の活用についても検討する。

- 担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等による競争力強化
 - ・担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間的受け皿として都道府県の段階に農地中間管理機構（仮称）を整備し、活用する。
具体的には、農地中間管理機構が地域内農地の相当部分を借り受け（準公有状態）、大区画化等の基盤整備を行った上で、担い手（法人経営、大規模家族経営、企業、新規就農者等）への農地集積・担い手ごとの農地の集約化に配慮して貸し付けることにより農地利用の再

配分を行うスキームを確立し、積極的に活動できるようにする。その際、農地中間管理機構は、市町村・民間企業等に業務委託を行い、地域の総力を挙げて取り組む体制とする。

- ・ 耕作放棄地については、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）も解消対策の対象とするとともに、耕作放棄地の所有者に対し農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認したり、所有者不明の耕作放棄地について、公告制度を使いやすくし、裁定により同機構に利用権を設定する等、手続きの大幅な改善と簡素化を図る。
- ・ これらの措置と併せて、地域の農業者の徹底した話合いにより担い手への農地集積の合意形成を図る「人・農地プラン」の作成・見直しを推進し、農地の集積・集約化を着実に進める。
- ・ なお、2009年に完全自由化されたリース方式による企業の農業参入を、農地中間管理機構も活用しながら積極的に推進する。また、農業生産法人の要件緩和などの所有方式による企業の農業参入の更なる自由化について、2009年に実施したリース方式での参入の完全自由化と農業生産法人の要件緩和後の参入状況の検証等を行うとともに、農地の集積・集約化の推進に与える影響も考慮しつつ、検討する。
- ・ 生産性向上に結び付く農地集積をサポートするため、都道府県等が行う大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備を農地中間管理機構も活用しながら推進する。

さらに、新技術の活用、異業種連携等により、農業にイノベーションを起す。この中で、マーケットインの発想を定着させる。6次産業の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円とする。

○農商工連携等による6次産業化の推進

- ・ 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開や、異業種連携等の促進により6次産業化を推進する。
- ・ 健康に着目した食の市場拡大による健康長寿社会の実現と国内需要・市場拡大、福祉・教育・観光等と連携した都市と農村の交流の拡充等を図るため、食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、食習慣と健康の関連性の調査等を来年度から実施する。また、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図る。
- ・ 新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により「強み」のある農畜産物の創出を進め、年内に品目ごとの新品種・新技術の開発・保護・普及の方針を策定・公表する。また、海外での遺伝資源獲得の円滑化や知的財産権の侵害対策等、我が国の種苗産業の共通課題の解消を総合的に推進するための取組体制を整備する。

- ・ 異業種との連携による地域における消費拡大や学校給食等における利用拡大等の取組とともに、多様な事業者からなる協議会が主体となる「食のモデル地域」を本年中に設け、国産農林水産物の利用拡大に向けた取組を推進する。
- ・ 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、今後5年間に約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。

また、日本の農林水産物・食品の輸出促進等による需要の拡大を図る。2020年に農林水産物・食品の輸出額を、現状の約4千5百億円から1兆円とすることを目指す。このため、国別・品目別輸出戦略を策定する。また、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を、日本貿易振興機構（JETRO）等とも連携を深めつつ、一体的に推進する。

○国別・品目別輸出戦略の策定

- ・ 日本食を特徴付けるコンテンツ（水産物、日本酒などのコメ・コメ加工品、牛肉、青果物等）の輸出拡大を図る観点から、品目別の農林水産物・食品の輸出額に係る数値目標、輸出環境の整備等に係る目標を年内に設定する。
- ・ 植物検疫などの輸出に必要な手続を卸売市場で行うことにより、スピーディーな輸出を実現するとともに、産地間連携による日本の農林水産物を年間を通じて安定的に供給できる体制の構築を実現する。
- ・ 日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCP（危害分析・重要管理点）システムの普及を図る観点から、マニュアルの作成や輸出HACCP取得支援のための体制の整備を来年度までに実施するとともに、輸入手続の際に提出を求められることがある自由販売証明書の発行体制を今年度中に構築する。

○食文化、食産業のグローバル展開

- ・ 日本食材と世界の料理界とのコラボレーションの促進や、日本食の普及を行う人材育成等を通じ、日本食材の活用を推進（Made FROM Japan）する。
- ・ ビジネス環境の整備、人材育成、知的財産の侵害対策、出資による支援等を通じて、日本の「食文化・食産業」を海外展開（Made BY Japan）する。
- ・ 国別・品目別輸出戦略の策定、ビジネス環境の整備、出資による支援等を通じて、日本の農林水産物・食品を輸出（Made IN Japan）する。
- ・ 上記の食産業のグローバル展開の実現に向け、官民共同による意見交換の場の設置、専門知識や経験を持つ人材を確保・活用する仕組みの

構築、フードシステム全体の海外展開を図る取組を来年度から実施する。

- ・ また、「食」がテーマの「2015年ミラノ国際博覧会」等への出展を通じ、我が国農林水産業・食関連産業の強みや日本食・食文化の魅力を発信する。

さらに、新たな育種技術や高機能・高付加価値農林水産物の開発、IT・ロボット技術等の科学技術イノベーションを活用した生産・流通システムの高度化等を通じ、こうした市場・産業の拡大・発展を図る。

○新技術による農林水産物の高機能化、生産・流通システムの高度化

- ・ ゲノム情報等を活用した農林水産技術の高度化（重要形質を改良するための育種技術の開発等）、高機能・高付加価値農林水産物の開発（予防効果等のある付加価値の高い食品を個人のニーズにあわせて供給するシステム（「テーラーメイドシステム」の構築、医学・工学などとの融合等）を2030年までの実現を目指して、研究開発を推進する。
- ・ IT・ロボット技術等を活用した農林水産物の生産・流通システムの高度化（大規模・省力・軽労化栽培・生産体系の開発等）、微生物やバイオマスによるエネルギー資源生産技術の開発・普及を目指して、研究開発や大規模実証を推進する。
- ・ 高い生産技術を持つ篤農家の知恵を人材育成や収益向上等、多面的に利活用する新たな生産方式の構築を2016年までに達成するとともに、農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの普及によるバリューチェーンの構築に取り組む。これらのIT利用技術により、生産された農産物と当該技術の海外展開を2017年度以降成長軌道に乗せる。

また、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、施業集約化等を進めるとともに、国産水産物の消費・輸出拡大、適切な資源管理等を通じた収益性の高い持続可能な漁業・養殖業の推進等により、林業及び水産業の成長産業化を図る。

② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

I) 社会像と現状の問題点

急速に成長するアジアを始めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域経済の活性化、雇用機会の増大などにつなげていく。

現状では、日本の魅力の発信が不十分なこと等により、豊かな文化遺産・自然環境を始めとした観光資源のポテンシャルを活かしきれていない。

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

こうした現状を打開すべく、コンテンツ、伝統文化や地域文化等の文化芸術、ヒト等を通じたトータルな日本ブランドを確立し、世界各地へと幅広く浸透させ、日本ブームを創出し、「日本」へと数多くの外国人を惹きつけ、引き寄せる。本年に訪日外国人旅行者数 1,000 万人を達成し（2012 年は 837 万人）、さらに 2,000 万人の高みを目指すとともに、2030 年には 3,000 万人を超えることを目指す。これにより観光収入でアジアのトップクラス入りする（2011 年はアジア 10 位）。

○訪日プロモーションに関する省庁・関係機関の横断的計画策定と実行

- ・ 関係省庁、関係機関等が連携して行う事業の計画を定期的に定めてプロモーションを実施するなど、日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む体制を夏までに構築する。
- ・ クールジャパンと一体となった日本ブランドの発信を促進するため、日本関連コンテンツのローカライズ（字幕・吹き替え・現地規格への対応等）・プロモーション支援、テレビ番組の国際共同制作、新たに創設予定の（株）海外需要開拓支援機構(仮称)等を通じた、海外のテレビ番組枠の確保、海外で日本関連コンテンツの放送等を行ういわゆる「ジャパン・チャンネル」への支援、いわゆる「ジャパンモール」の海外展開への支援等により、関係省庁（経済産業省、総務省、観光庁等）と民間企業が連携して、日本ブランド向上及び観光促進に資する関連コンテンツの継続的海外発信を促進する。
- ・ 国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図るとともに、情報発信・活用方法の検討を今年度内に実施し、観光資源として積極的に国内外へ発信し、活用する。

○査証発給要件緩和、入国審査迅速化等の訪日環境の改善

- ・ 観光立国実現のため、近隣諸国の状況を踏まえながら、査証発給要件を緩和する方向で取り組む。まずは今後訪日旅行の高い伸びが見込まれる ASEAN 諸国からの観光客の査証発給要件について、日・ASEAN 友好協力 40 周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、夏までに、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長を行う。また、海外の富裕層の長期滞在需要取り込みにつなげるべく、一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度の導入について検討する。
- ・ 大型クルーズ船に対する入国審査の迅速化・円滑化、外国クルーズ船社に対応するワンストップ窓口の周知等を進めるとともに、空港における外国人用審査ブースの増加やファーストレーンの設置の実現を目指す。
- ・ 首都圏空港の容量拡大を背景とした首都圏空港を含めたオープンス

カイの戦略的な推進、LCCの参入促進等による航空ネットワークの充実、ビジネスジェットの利用環境の整備等を実施する。

また、外国人旅行者が、日本各地の至るところで快適に過ごし、その地域の魅力を味わい、「日本」ブランドへの共感を深めることが重要である。2030年には宿泊客のおよそ6人に1人は外国人となる社会を目指す（2011年は宿泊客のおよそ23人に1人が外国人）。

○外国人旅行者の滞在環境の改善

- ・ 公共交通機関や道路等の案内表示、美術館・博物館、自然公園、観光地等における多言語対応について、年内を目途に外国人目線に立った共通のガイドラインを策定し、ガイドラインを踏まえた整備・改善を促進する。また、音声による多言語対応についても促進する。
- ・ 都心直結線（都心-首都圏空港）の整備に向けた検討【再掲】
- ・ 観光資源の発掘と磨き上げによる確実な旅行商品化や地域の人材育成等を通じて、観光地域の魅力向上・発信とこうしたプロセスを支援する新ビジネスの育成を図るとともに、新たな発想による観光地域づくりを促進する。また、日本政府観光局（JNTO）が個別地域のコンサルティングとそれらの地域の集中的プロモーションにより地域資源の海外展開を支援する取組について年内早期に開始する。
- ・ 外国人旅行者に対し宿泊施設等の手配を行うツアーオペレーターの認証制度の定着を図る。また、宿泊施設についての情報提供制度の導入に向けて、今年度内に具体的な方針を定め、その促進を図る。
- ・ 宗教上の制約に配慮した食事の提供等、受入環境の整備等を図る。
- ・ 外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や執行上の観点も踏まえた上で、税制改正要望の過程において制度の見直しも含め検討する。

○新たなツーリズムの創出

- ・ エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツツーリズム、医療と連携した観光、インフラツーリズム等我が国の豊富な観光資源を活かした新たなツーリズムの創出を促進する。

○産業資源の活用・結集・ブランド化【再掲】

さらに、海外から日本に対し、多くの人や優れた知見、投資を呼び込み、2030年にはアジア No. 1 の国際会議開催国として不動の地位を築く。

○国際会議等（MICE）誘致体制の構築・強化

- ・ 選択と集中の下で世界トップレベルの誘致能力・体制・受入環境を持つ「グローバル MICE 戦略都市」を育成する。このため、潜在需要の

掘り起こしや海外 MICE 専門家の派遣等を通じたマーケティング能力の向上支援等を国として実施する。また、国・都市の成長分野をターゲットとした会議誘致を行うとともに、魅力ある会議開催地としての都市機能を強化する。

- 主要分野の国際的リーダーを中心とした MICE 誘致体制を年内に構築する等、産業界や大学等との連携体制を整備し、オールジャパンの視点による誘致を促進する。
- 国や自治体の文化施設・公共空間等の利用開放等を進め、イベントの活性化を図る。(ユニークベニュー(※)開発、利用促進)。そのため、民間事業者を含めた関係者による協議会を年内早期に設置する。
※ 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場
- 観光庁、日本政府観光局(JNTO)、経済産業省、JETRO が協働し、訪日外国人増加を目的とした共同行動計画を年内早期に定め、それに沿って具体的な連携を進める。

○国際的な大規模イベントの招致・開催

- 2020年オリンピック・パラリンピックの東京への招致実現等、象徴性のある国際的なイベントの積極的開催を通じて、イベント大国、国際交流先進国としての日本の姿を海外に強力に発信する。

三. 國際展開戰略

三. 国際展開戦略

新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げている。我が国企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場に展開を図っていくとともに、対内直接投資の拡大等を通じて、世界のヒト、モノ、カネを日本国内に惹きつけることにより、世界の経済成長を取り込んでいく。

このため、経済連携協定や投資協定・租税条約の締結拡大や、国内外の市場にまたがる制度的障害の除去に取り組むとともに、海外からの投資環境の整備やグローバル人材の育成等を通じて、日本国内の徹底したグローバル化を進め、国際展開を促進するための事業環境を整備する。

それと同時に、高度な技術や高性能製品、質の高いインフラ、豊かな文化を背景としたコンテンツなど、付加価値の高い製品・サービスを世界市場に展開していくために、政府一体となって、国内外で官民一体による戦略的な取組を進める。

1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を推進し、貿易の FTA 比率を現在の 19% から、2018 年までに 70% に高める。このため、特に、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていくとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓 FTA といった広域経済連携と併せ、その先にあるより大きな構想である FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）のルールづくりのたたき台としていく。また、上記の取組に加え日 EU・EPA 等に同時並行で取り組むこととし、各経済連携が相互に刺激し合い、活性化することにより、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、重要なプレーヤーとして貢献していく。

○国益に資する経済連携交渉の推進

- ・ 産業界のニーズ等を踏まえながら、TPP、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA 等の経済連携交渉に同時に対処できるよう、内閣官房を始め関係府省庁などの体制強化を図る。特に TPP については、100 人規模の体制を整備し、政府一体となった万全の体制で交渉に当たる。

○経済連携の強化に向けた規制制度に関する取組

- ・ 今後の経済連携交渉の進捗等の動きも踏まえながら、規制改革に係る提案等への対応について、「規制改革会議」における審議を活用しつつ、検討を加速させる。

○投資協定・租税条約の締結・改正推進

- ・ 企業の海外展開の推進、鉱物・エネルギー資源の安定的な供給の確保等の観点から、我が国産業界のニーズ、投資章を含む経済連携協定の締結状況等を踏まえ、投資協定の締結を加速する。このため、投資協

定の締結促進及び効果的活用に向けた指針を策定・推進する。また、その実現に向けて、関係当局の体制強化等を進める。

- ・ 我が国産業界のニーズや我が国課税権の適切な確保等の観点を総合的に勘案し、企業の海外展開の支援に資する租税条約のネットワーク拡充の取組を加速する。また、その実現に向けて、関係当局の体制強化等を進める。

○外国人看護師・介護福祉士の受入れ

- ・ 経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについて、インドネシア及びフィリピンからの受入れに加えて、来年度からベトナムからの受入れを開始するとともに、今後の受入れ拡大に関して検討を続ける。

2. 海外市場獲得のための戦略的取組

世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、在留邦人や日系企業等の安全対策を強化しつつ、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、2020年に「インフラシステム輸出戦略」（本年5月17日「経協インフラ戦略会議」決定）で掲げた約30兆円（現状約10兆円）のインフラシステムの受注目標を達成する。加えて、在外公館、政府関係機関などを有効に活用しつつ、世界に通用する技術や意欲を持つ中堅・中小企業等の支援や戦略的なクールジャパンの推進など我が国の優位性を最大限に活かし海外市場獲得を図る。

その際、新興国については、対象となる市場の経済発展の度合い、我が国企業の進出の程度、競合国企業との競争環境等を勘案し、以下の3つの地域ごとに市場開拓目標を定め、官民一体となった市場開拓に取り組む。

<中国、ASEAN等>

- ・ 既に日系企業によるサプライチェーンが構築され、消費市場が成長してきていること等を踏まえ、ビジネス環境改善と新規分野進出支援を実施する。具体的には、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用し、東アジア経済共同体構築を目指しつつ、広域的な道路・電力網等のインフラ強靱化や産業政策・法制度整備の支援、知財保護強化等を進めるほか、二国間金融協力を通じた日系企業の現地通貨建て資金調達支援等を行う。2020年までに「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比2倍を目指す。

<南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域>

- ・ 市場は大きいものの、欧米企業等と比べて日系企業の進出が相対的に遅れていることを踏まえ、有望分野を絞り、当該分野で一定のシェア・存在感を獲得することを目指す。具体的には、現地産業界とのネットワーク構築や現地体制の強化を通じて、本格的な日系企業の現地進出を支援するとともに、開発計画や、エネルギー分野への協力を通じて、

二国間経済関係を強化し、日系企業の進出を後押しする。また、資源確保の観点から、投資の拡大や技術協力等により、二国間関係の強化を行う。これらを通じて、2020年までに「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比2倍を目指す。

<アフリカ地域>

- ・欧米や中国企業等に比べ、日系企業の進出は圧倒的に遅れていることを踏まえ、まずは一つでも多くの成功事例を生み出すことを目指す。具体的には、TICAD Vの成果も踏まえ、企業の関心喚起や進出機会の創出、日本の認知度向上、資源分野での貿易投資促進、インフラの整備、産業人材育成等を実施する。また、現地体制の強化や投資協定の締結等を行うことにより、2020年までに「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比3倍を目指す。

①インフラ輸出・資源確保

「インフラシステム輸出戦略」を迅速かつ着実に実施する。

○トップセールスの実行と官民連携体制の強化

- ・首脳をはじめとした閣僚レベルによるトップセールスを毎年10件以上実施する。その際、府省間・官民連携の司令塔として重点国タスクフォースを活用し、オールジャパンでの総合調整・売り込みを行う。

○経済協力の戦略的な活用

- ・経済分野での国際展開の支援、好ましい国際環境の構築及び人間の安全保障の推進の3本柱を踏まえた戦略的ODAを展開する。
- ・日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につながるよう、本年4月発表の「円借款の戦略的活用のための改善策について」の各施策を推進するとともに、引き続き改善策を検討する。
- ・また、日本企業や自治体によるインフラ等の輸出を拡大するため、広域開発プロジェクトの早期段階から技術協力や無償資金協力も活用しながら相手国政府と連携し、円借款・海外投融資等を戦略的に活用する。

○公的ファイナンススキームの充実

- ・我が国企業の海外インフラプロジェクトへの参画を促進する。このため、民間の保険では提供できないテロ・戦争等によるリスクや、我が国企業の海外子会社による第三国向け技術提供や投資に係るリスクを新たに対象とする貿易保険制度の改正について、早期に検討を進め必要な法制上の措置等を講ずる。さらに、海外に進出する日本企業の現地通貨調達円滑化を推進するため、JBIC・NEXI（※）による現地通

貨建てファイナンス支援を強化する。

※独立行政法人日本貿易保険をいう。

○二国間オフセット・クレジット制度【再掲】

○先進的な技術・知見等を活用した国際標準等の獲得及び認証基盤の整備、新たなフロンティアとなる分野への進出支援

- ・ スマートグリッド・省エネインフラ等、我が国が強みを有する分野の国際標準を先導するために、東南アジア諸国を中心とした新興国標準機関との連携を進める。また、ODA を活用した我が国仕様に基づくデファクト・スタンダードの普及獲得を目指し、制度構築支援の対象国の拡大を図っていく。
- ・ スマートグリッド、大型風力発電等の分野においては、国内に国際的に通用する認証基盤を整備するとともに、海外生産拠点において、国内同様の認証サービスが提供されるよう、技術協力により我が国認証機関の海外進出を促進する。
- ・ 医療、農業、宇宙、海洋等、新たなフロンティアとなる分野でのインフラシステム展開を支援する。

○安定的かつ安価な資源の確保の推進

- ・ エネルギー・鉱物資源の確保に向けて、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」も踏まえ、北米からの LNG 輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。また、「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の着実な実施、本年9月の「第2回 LNG 産消会議」を通じた LNG 消費国の連携強化、LNG 先物市場についての検討等を進める。
- ・ 資源権益の更新・新規獲得のため、資源国に対し、技術協力（相手国政府が一部負担する ODA 卒業国等を対象としたコスト・シェア技術協力を含む。）等の幅広い分野で協力関係を強化する。

②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援

高い技術力を持っていたり、販路等優良なビジネスモデルを確立している世界市場で十分に勝負できる「潜在力」を持つ中堅・中小企業等（サービス業を含む。）の輸出額を2020年までに、2010年比で2倍に伸ばすため、業態や企業規模にかかわらず、進出前から進出後まで一貫通貫で支援する本格的な体制を整備する。

○中堅・中小企業等（サービス業を含む）向け海外展開支援体制の強化

- ・ 地域に展開する中小企業支援機関がインターネット・ITクラウド等を活用しつつ海外展開に係る相談にワンストップで応じるとともに、海外展開を支援する機関（政府・公的支援機関、地域経済団体、自治体

等) が有機的に連携し、中堅・中小企業等の海外展開に当たって、国内から現地まで一貫して円滑な支援を提供できる仕組み(「海外展開一貫支援パスポート(仮称)」)を年内に構築する。

○海外現地における「海外ワンストップ窓口」の創設

- ・ 中堅・中小企業等及びサービス企業が現地で直面する法務・労務・知財問題等に対して、相談対応を行うとともに、信頼できる弁護士事務所等の専門組織の紹介を行う「ワンストップ窓口」を今夏までに10箇所設置し、適宜拡充していく。

○アジアの金融インフラ整備支援

- ・ 中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ(法制度や決済システム等)整備の技術支援を促進する。

○我が国企業の人材の育成とグローバル化の推進

- ・ 「国際即戦力人材」育成のため、日本での研修経験者の人脈(AOTS同窓会等)やJETRO、民間企業の協力を通じ戦略的に選定した政府系機関や現地企業等に我が国企業の若手人材を現地進出の先遣隊として派遣する。また、JICAにおいては、「民間連携ボランティア」として民間企業の人材を企業ニーズを踏まえつつ、途上国に派遣すること等で企業の海外展開に必要な人材育成を支援する。さらに我が国企業の現地の「社長の右腕・実務のトップ」を育成するため、我が国への受入研修、現地への専門家派遣の支援及び現地工業大学等との連携強化を推進する。

○国内外人材の活用による企業の海外展開支援

- ・ 海外進出に意欲ある中堅・中小企業にシニア人材派遣を行い、海外展開ノウハウの不足を補完することで、中堅・中小企業の海外展開を促進する。また、我が国に來ている外国留學生の就職あっせん支援(年間1万人の外国留學生の我が国での就職を目指す。)等、外部人材活用支援を推進する。

○ODAを活用した中小企業等の海外展開支援

- ・ 新たにODAを活用し、新興国等途上国政府の事業を対象に、我が国中小企業等の優れた製品を使った技術協力を本格始動する。

③クールジャパンの推進

伝統文化・地域文化など、日本の豊かな文化を背景としたコンテンツ、日本食・日本産酒類などの「日本の魅力」を効果的に発信し、産業育成や海外需要の取り込みに結実させるため、クールジャパンを国家戦略と位置付け、官民一

体となって取組を強化する。

○発信力の強化

- ・ 「クールジャパン推進会議」における提言等を踏まえ策定された「アクションプラン」に沿って、食、日本産酒類、ファッション、ものづくり、コンテンツ、伝統文化等の連携により、主要な国際会議・イベント等において「日本の魅力」を効果的に発信し、外国人の共感と参加を得て、クールジャパンを支える優れた「人財」の育成等を推進する。

○(株)海外需要開拓支援機構(仮称)を活用したクールジャパンの戦略的な推進

- ・ 「日本の魅力」を産業化に結び付けていくため、(株)海外需要開拓支援機構(クール・ジャパン推進機構)(仮称)を設立し、リスクマネーを供給することにより、クールジャパンを戦略的に推進していく。

○コンテンツ等の海外展開の促進

- ・ 2018年までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在の約3倍に増加させる(現在63億円)。
- ・ コンテンツの権利処理を円滑化するため、映像コンテンツ権利処理機構(aRma)の機能強化等による権利処理一元化窓口の整備、事前に海外展開も含めた許諾を得る権利処理契約を促進するとともに、コンテンツ情報ポータルサイト Japacon の機能強化等による権利情報管理・権利処理・情報発信を集中化する一元化窓口の整備、海外展開を含めた権利処理契約の促進等を図る。
- ・ (株)海外需要開拓支援機構(仮称)や「ジャパン・コンテンツ海外展開事務局(J-LOP)」等を中心に、コンテンツのローカライズ(字幕・吹き替え・現地規格への対応等)支援の本格化、将来のビジネス展開を見据え現地のニーズに合わせた海外放送局との国際共同制作支援の大規模化等海外向けコンテンツの制作支援の強化、海外市場へのプロモーションの強化、海賊版対策の抜本的強化、海外放送局のチャンネルや放送枠・配信サイトなどの日本コンテンツの流通チャネルの確保等を図る。

○日本食、食文化の海外展開・日本産酒類の輸出促進

- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大【再掲】
- ・ 日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指し、国際イベント、外交上のレセプション・会食、主要な国際空港、「酒蔵ツーリズム」などを通じた発信に取り組むとともに、日本食とも連動した効果的な商談会の実施などにより海外での販路を充実させ、官民連携による輸出の増加を図る。このため、「日本産酒類の輸出促進連絡会議」を活用し、

総合的な輸出環境整備を進める。

○海外広報体制の強化

- ・ 政府一体となった国際広報活動を強化することを目的に本年4月から開催されている「国際広報強化連絡会議」を最大限に活用し、クールジャパンやビジット・ジャパン、インベスト・ジャパン等の施策について各省庁の広報機会・コンテンツ等を共有するなど、海外広報を強化する。

○訪日プロモーションに関する省庁・関係機関の横断的計画策定と実行【再掲】

3. 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備

国内のあらゆる企業や人材がグローバル経済の利益を享受できる環境を整備するとともに、海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、日本国内の徹底したグローバル化を進める。2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点17.8兆円）することを目指す。

また、我が国企業による内外一体のグローバルな経済活動を下支えするため、分厚いグローバル人材層の育成・活用や、海外からの高度人材の積極的な受入れ等を促進する。

①対内直接投資の活性化

○特区制度の抜本的改革

- ・ 海外の資金や技術等を更に我が国に呼び込むため「国家戦略特区」を活用し、世界で一番企業が活動しやすいビジネス環境を整備していく。こうした環境整備は海外に移転した日系企業の国内回帰にも繋がる。

○政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化

- ・ グローバル企業のエグゼクティブ層と同等の目線に立ち、個社の経営戦略を踏まえて有望な外国企業を発掘・誘致するため、JETROにおける産業スペシャリスト機能の強化、グローバル企業向けの支援措置の整備等を通じて誘致体制を強化する。
- ・ 我が国への投資計画の策定に必要な制度・行政手続等に関する相談や規制改革要望をJETROが一括して受け付け、関係府省庁との連携のもとに個別に対応するなど、外国企業に対する包括的なサポート体制を強化する。

○国際会議等（MICE）誘致体制の構築・強化【再掲】

○高度外国人材の活用【再掲】

②グローバル化等に対応する人材力の強化【再掲】